

議 長	事務局長	次 長	総務係長	書 記

委 員 会 記 録 簿

(開会中)

委員会名	第7回 総務文教常任委員会			
開会日時	令和3年12月16日 9時00分 開会			
	令和3年12月16日 15時35分 閉会			
場 所	議場			
出席者数	委員定数8名中、出席者8名			
出席委員	山根 温子	武岡 隆文	—	
	南澤 克彦	山本 数博	新田 和明	
	先川 和幸	山本 優	宍戸 邦夫	
欠席委員	—	—	—	
説明のため 出席したもの	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	市 長	石丸 伸二	副 市 長	米村 公男
	教 育 長	永井 初男	消 防 長	土井 実貴男
	総 務 部 長	行森 俊荘	企 画 振 興 部 長	猪掛 公詩
	消 防 次 長 (兼) 消 防 総 務 課 長	近藤 修二	教 育 次 長	宮本 智雄
	企 画 振 興 部 次 長	徳澤 政秀	総 務 課 長	内藤 道也
	政 策 企 画 課 長	高下 正晴	警 防 課 特 命 課 長	下津江 健
	教育総務課長兼学校統合推進室長兼給食センター所長	柳川 知昭	学 校 教 育 課 長	内藤 麻妃
	生 涯 学 習 課 長	児玉 晃	総 務 課 職 員 係 長	船津 晃一
	総 務 課 行 政 係 長	下瀬 秋穂	政 策 企 画 課 企 画 調 整 係 長	森本 貞彦
	生 涯 学 習 課 文化・スポーツ振興係長	井木 一樹	市 民 文 化 セ ン タ ー 館 長	原田 和雄
出席した 事務局職員	議 会 事 務 局 長	森岡 雅昭	議 会 事 務 局 次 長	國岡 浩祐
	総 務 係 長	藤井 伸樹	総 務 係 主 査	日野 貴恵
付議事件	(別紙のとおり)			

1. 日程

別紙会議日程のとおり

2. 会議に付した事件

(1) 議案審査【総務部関係】

- ①議案第 67 号 安芸高田市コンプライアンス条例
- ②議案第 68 号 安芸高田市事務分掌条例の一部を改正する条例

(2) 議案審査【企画振興部関係】

- ①議案第 69 号 安芸高田市過疎地域持続的発展計画について

(3) 報告事項【消防本部関係】

- ①高機能消防指令センター更新整備について

(4) 所管事務調査【教育委員会関係】

- ①八千代の丘美術館について
- ②八千代 B&G 海洋センターについて
- ③安芸高田市歴史民俗博物館について

(5) 報告事項【教育委員会関係】

- ①教育委員の定数について
- ②中学校の規模適正化について
- ③旧丹比西小学校の解体について
- ④体育施設等の今後の維持管理方針の見直し（案）について
- ⑤新しい市立図書館の創造について
- ⑥高宮田園パラッツォの空調設備等の整備について
- ⑦指定管理者の指定に係る公募制導入の経緯について

3. 陳情・要望等審査

- (1) コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について

4. その他

- (1) 閉会中の継続調査について

5. 閉 会

【開会 9:00】

○山根委員長
ただいまの出席委員は8名である。定足数に達しているため、これより第7回総務文教常任委員会を開会する。
本日の日程は、12月8日の本会議において付託のあった3件の議案審査、3件の所管事務調査、8件の報告事項、陳情・要望等審査1件の審査を行う。
議事に先立ち、石丸市長から挨拶を受ける。

○石丸市長
(挨拶)

(1) 議案審査【総務部】

①議案第67号 安芸高田市コンプライアンス条例

○山根委員長
議案審査を行う。
議案第67号「安芸高田市コンプライアンス条例」を議題とする。
執行部より説明を求める。

○行森総務部長
議案第67号「安芸高田市コンプライアンス条例」について要点の説明をする。
本案は、職員等の職務に係る法令遵守及び倫理保持のための環境及び体制の整備を図り、公正な職務執行を確保することによって、透明で市民に信頼される市政を確立することを目的とし、これまで定めている安芸高田市職員倫理要綱、同じく不当要求行為等対策要綱、同じく職員等の公益通報等に関する要綱を1つにまとめ、新たな条例として制定し、運用するものである。

○内藤総務課長
それでは議案第67号、「安芸高田市コンプライアンス条例」について説明をする。
説明資料1ページ、1. 制定の背景と目的である。記載しているとおり、企業の不祥事が相次いだことにより、法制定が進められる中で、コンプライアンス重視の風潮が強まるとともに、地方自治法改正により、都道府県や政令市への内部統制制度の導入が義務化をされている。地方自治体においても、コンプライアンス強化の流れとなっている状況にある。公平かつ公正で市民に分かりやすい行政運営は、市政への市民の理解と信頼を高める上で、極めて重要である。そのためには、市は、公平かつ公正な行政の基礎となるコンプライアンスの精神を常に追求をし、行政活動の中にその趣旨を反映させるよう、努めなければならない。そして、このコンプライアンスの努力を、組織で支え、保障する仕組みが必要となる。このため本市においても、職員等の職務に係る法令遵守及び倫理保持のための環境及び体制の整備を図り、公正な職務執行を確保することによって、透明で市民に信頼される市政を確立するため、条例を制定するものである。

次に、2の条例の体系、(1) 既存要綱との関係である。表にまとめているとおり、内規として運用している職員倫理要綱、不当要求

行為等対策要綱、職員等の公益通報に関する要綱の、3 要綱をまとめ、1つの条例として制定し運用する。

次に、右側 2 ページ、(2) 体系のイメージである。図で示しているとおり、信頼される市政の拡充のためには、コンプライアンスは不可欠であることから、職員の基本姿勢、要望等への対応、公益通報に関する制度について明記をする。また、要望等への対応、公益通報の制度を実効性の高いものとするため、調査審査機関として、コンプライアンス審査会及びコンプライアンス委員会を設置する。

次に、3 の制度等の内容である。

まず、(1) に、不正な要望等の定義と、それへの対応について記載をしている。定義は、枠内のとおり条文において、職員は、違法または不当な行政執行を防ぐため、不当な要望等を断固拒否する。任命権者は、不正な要望を中止させるための必要な措置等について審査会に諮問し、必要に応じて法的措置を講じなければならないとしている。

次に、(2) に、公益通報の定義と、それへの対応について記載をしている。定義は枠内のとおりで、条文において職員等は、通報対象事実があると思慮するときは、原則として実名により審査会に通報することができる。審査会がその事実を認めたときは、任命権者に対して是正するように通知し、任命権者は適切な措置を講じなければならないとしている。

3 ページである。条例において公益通報保護法に準拠し、現在、要綱で規定する公益通報に係る通報できる範囲を拡大する。

次に、4 のコンプライアンス審査会と委員会の役割である。コンプライアンス審査会の委員は、弁護士、学識経験者などの外部有識者 5 名以内で構成し、不正な要望等及び公益通報における調査及び審査を所掌する。コンプライアンス委員会は、委員は職員で構成し、不正な要望等における調査及び審査を所掌する。なお、透明性を確保する観点から、公益通報については委員会での調査を行わない。

次に、5 の事務処理フローである。公益通報及び不正な要望等の義務を、フロー図で示しをしている。

以上で説明資料の説明は終わり、続いて議案の説明をする。

議案書の 1 ページ、条例は 7 章 27 条の構成で、第 1 章総則では、第 1 条及び第 2 条において、目的、条例で使用する用語、規定をしている。

3 ページ、第 2 章、職員の基本姿勢では、第 3 条から第 6 条で、倫理に係る理念など、職員の基本姿勢などについて規定をしている。

	<p>4 ページ、第 3 章、コンプライアンス審査会では、第 7 章から第 13 章で、コンプライアンス審査会の役割、組織、職務などについて規定をしている。</p> <p>右側、5 ページ、第 4 章、コンプライアンス委員会では、14 条で委員会の設置を規定している。</p> <p>6 ページ、第 5 章、要望等への対応では、第 15 条から第 19 条で、要望等への対応の基本原則、措置等などについて規定している。</p> <p>右側の 7 ページ、第 6 章公益通報では、第 20 条から第 24 条で、公益通報者の責務、措置等について規定をしている。</p> <p>9 ページ、第 7 章、雑則では、第 25 条から第 27 条で、職員との協力などについて規定をしている。</p> <p>最後の 10 ページ、附則において、施行期日を令和 4 年 4 月 1 日からとしている。</p>
○山根委員長	これより質疑を行う。質疑はないか。
○山本（数）委員	この条例を見た限り、職員が対象になっていると思う。職員への合意、そういう手続はされたと思うが、職員を代表する団体が、安芸高田市には自治労という組合が結成されている。職員の団体とこの条例制定の中身について十分協議されてきたのか伺う。
○内藤総務課長	このコンプライアンス条例制定にあたり、本市は職員労働組合がある。安芸高田市職員労働組合と協議はしていない。
○山本（数）委員	<p>条文を読んだ中に定義があり、職員はどう思うかというのがちょっとある。</p> <p>2 ページ目、定義の中の（6）アに、正当な理由なく、次に掲げる行為を求める行為というのがあり、特定の者に対して著しく有利または不利な取扱いをすること。これ職員に対して、定義がかかると思うが、この前、私が災害復旧の一般質問した時に、直してもらった道もあれば直してもらえない道もある。それぞれ、道の管理の関係だろうと理解している。そのとき市長に、応急復旧ということで、市長の考えでどうにかならないかと訴えたが、職員は書いてないことはできない。でもそれぞれの目的の管理道に対して、もしできていたら、特定の者に対して著しく有利な取扱いをしたという結果にならないかと思う。</p> <p>今、具体的に言ったが、そこら辺のことがあるので、職員と協議してきたのか伺いたい。ここの、特定な者に対して著しく有利、不利というのは、職員が書き物によると判断をしていかないというところがあるが、融通を利かしたら、抵触すると思う。この辺の考えを伺う。</p>
○石丸市長	まず質問が判然としないので、明確に何を聞きたいのか教えていただきたい。この場は一般質問の続きをする機会ではない。

	<p>今とらえた範囲で答えるならば、その前段のところ、コンプライアンス、これは市役所だけに限らない話である。この町のコンプライアンス条例である。</p> <p>ただその中において、市役所という組織で、これはガバナンスの問題である。ガバナンスというのは、ボトムアップでつくられるものではない。マネジメントの仕事なので、トップダウンで決まる。それが社会一般の理解のはずである。</p>
○山本（数）委員	<p>今の説明じゃ全く理解できないのだが、私の経験を具体的に言うと、農道が災害の被害を受けており、直してくれと市役所に言ったら直せないと返答された事例がある。確かに農道だから負担金の話が解決しないと市も直せないだろうというふうに思ったが、もしそれが直されていたら、どうも理屈が合わない。そういうことを往々にして起きると思う。</p> <p>だから、災害に対する対応は十分中で考えておかなければならないと思うのだが、直してもらっていたら、特定の者に対して著しく有利な扱いをしてきたと。具体例を言ったが、そこを市長はどういう考えか。</p>
○石丸市長	<p>もう1回お伝えするが、ここは一般質問の場ではない。条例に関しての質疑をお願いします。相変わらず何を言っているのか、捉えきれない。委員長、もし自身がこの人わからないなと思ったら、きちんとそれ指摘して正していただきたい。わかっているのであれば、逆に教えていただきたいぐらいである。</p> <p>一般質問の範囲に及ぶかもしれないが、あえて答えると、道路修繕については、既に答えたとおり、誰の所有になっているかによって決まる。それが理由である。この市に限らず全ての自治体、昔からそのはずであるといふ先日回答をした。そのルールに基づいて対応しましょうというのが、コンプライアンスの考え方である。</p>
○山根委員長	<p>先ほどの山本（数）委員の質疑は、一般質問されているわけではない。有利不利の取扱いについて、具体的に聞かれていることである。</p> <p>それに対して、しっかりと、担当部課長のほうから、答弁を求めたいと思う。質疑に答えていただくための委員会である。</p>
○石丸市長	<p>それでは、改めて話をするが、具体的に聞かれているので具体的に答える。</p> <p>道路を直す直さないは、あらかじめ定まったルールに基づいている。それから逸脱すれば当然有利不利になるので、逸脱しないように、事務事業は行っている。</p>
○山本（数）委員	<p>逸脱していたら、このコンプライアンス条例に抵触するという答弁だったというふうに理解してよいか。</p>
○石丸市長	<p>他の解釈はない。</p>

○山本（数）委員	私事であるが、市長から不当要求の疑いがあるという議長あての通知を見た。12月6日付で、私に対して・・・。
○山根委員長	そういう質疑は、控えていただくようお願いする。
○山本（数）委員	委員長に質問する。このコンプライアンスを例に例えて、私の事例が該当するのではないかという思いがしたので、市長にこの条例がもしあれば、市長が指摘していることがどこにどう該当するのか聞こうと思った。 具体例で聞かしてもらったほうが、よく分かると思ったがいけなかったのか。
○山根委員長	個人的な発言になるので、この場は一般的な条例の中でのことに限っていただきたい。 個人案件を入れるとおかしくなるので、よろしく願います。よろしいか。
○山本（数）委員	はい。
○山根委員長	ほかに質疑はあるか。
○南澤委員	条例の2ページの今、山本数博委員が指摘されたところだが、2ページの中段よりちょっと下の6、不正な要望等のうち、次に掲げるものをいうところ、アが正当な理由なく次に掲げる行為を求める行為と書いてあり、以下は、当然特定の者に対して利益があつたり不利益があつたりしちやいけないと思うが、その以下も全部そうだが、正当な理由があればいいということだと思うが、その正当な理由というのは、どういったものを想定しているのか。
○行森総務部長	先ほど来、市長が答弁しているが、ルールに則っているかいなか。そこだろうと思う。
○南澤委員	同じような質疑だが、3ページの上のほうのエの（ウ）だが、正当な理由なく面談などを要求する行為とあるが、何が正当で何が不当なのかというのはちょっと判然としないので、説明をお願いします。
○行森総務部長	いわゆる例えばアポイントをとって面会をするのが、通常一般的なことだというふうに思う。その辺のところを逸脱して、突然に来て面会を強要するというようなところではないかと、まだ私自身そういうふうに捉えている。
○南澤委員	今、アポイントを例に挙げられたが、アポイントがなくとも来て、この件について話を伺いたいとか、意見を伝えたいということはあると思うが、アポイントがなくてもそれがなかったら不当になるのかというところは、どのように考えているのか。
○行森総務部長	先ほどの答弁の中で1つちょっと漏れていたというふうに思う。いわゆる何も目的のない面会ですね。と、いわゆるアポなどをとっていただくというところ、なのかなというふうに思っている。

	<p>今、言われたように正当な理由だが、普通の理由とかで面会をしたいということだというふうに思うが、誰と面会をするということもあると思う。例えば市長なら、時間で公務を執行しているので、空いている時間ということであっても、自身の公務というところであるので、今は面会できないということがあるかもしれない。</p> <p>ただ、職員等はそこに担当者等が在籍して、ちゃんと対応できることであるのなら、それは対応する。ただしその中で、いわゆる不当な要望、要求、ここへ例示しているが、そういったことになると、どうしても面会を拒否するということになってくると思う。すみません。その辺ちょっと分かりにくいかもしれない。</p>
○石丸市長	<p>少し補足整理をする。何事にも手続というものが存在する。面談を求める場合においても、そのはずである。</p> <p>一般的には面談したいのだが、御都合どうでしょうかと尋ねるところから始まるはずである。それが、事前、1日前なのか1週間1か月前なのか、その期間は、場合によって様々だと思うが、そこから始まるはずである。それが非常に短い。要は時間ゼロ、いきなり来て、いきなりに面談をさせろ。これが叶う場合もあるが、当然調整していないので、叶わない可能性は非常に高い。にもかかわらず、それをわかった上で、なお面談を要求する。これは正当ではないと判断する。</p>
○南澤委員	<p>手続の問題というのは理解ができるが、会いたいと思う者にとって、会うべき理由があって面会を求めるわけだが、それに対して会う必要がないと判断されることもあると思う。</p> <p>その辺りが先ほど(6)のほうでは正当な理由とルールだというふうに言われたが、ここの面談の場合、ルールといったものは存在するのか。</p>
○石丸市長	<p>内部の話だが、運用のルールは設けている。例えば市役所の事務事業に関して何か問合せをしたい。まず、最初に窓口から始まる。その窓口の担当部署があるので、担当部署の窓口で受け付ける、それから先は必要に応じて、上の者が対応する。市役所に限らず、相当の事業体も同じルールで運営をしているはずである。</p>
○山本(数)委員	<p>先ほど南澤委員が質問した、両方の定義、機能、理解をするのに、その人その人の感覚でもって、これが該当する・しないような、判然としないような部分が随分ある。</p> <p>例えて言えば、先ほど南澤委員が言われた、(6)のエの(ウ)を言われたが、その下の(エ)、粗野又は乱暴な言動により職員の生命、身体、身分等に不安を抱かせる行為というのは、職員がそう感じたと言ったら、これに該当するのか。</p> <p>定義がさらに詳細にわたった内部規定があって、こういう場合がこうだというものがあるのか。不安を抱かせる行為を感じたと</p>

	<p>というのはこうなんだという詳細な定義があるのか。</p>
○行森総務部長	<p>この条例は先ほど申したように、倫理の関係、不当要求の関係、公益通報の関係、これを1つにまとめてと説明した。</p> <p>その中で、不当要求等の対策要綱がある。そのことに対してマニュアルを作成している。そのマニュアルの中に、不当要求行為と、いわゆる不当な手段であったり、それが市に対して違法であるか不当であるかの判断材料を、マニュアルの中に記載をしているところである。</p>
○米村副市長	<p>今の補足になるが、部長が言ったように、マニュアル、それから逐条解説、そこらを整備し研修を職員に行う予定としている。</p> <p>その研修をもとに、職員がこの条例の運用をしていくという形にしていきたいと思うので、理解いただきたい。</p>
○山本（数）委員	<p>副市長に丁寧に教えてもらったが、この条例を審議するのに、この条例があるべきか、ないべきか我々が判断せねばならない。</p> <p>そうしたときに今みたいな、絵のような部分の詳細がこうだというのを示し、我々は、この条例がなければならぬというような判断になっていくのが審議の過程だろうと思う。後で、そういうのを示して、職員へ勉強させると副市長が言われるのは当然だろうと思う。</p> <p>条例審議だって、詳細がないと判断できない。そこら辺はこの審議に当たって質疑をしているのだが、そこら辺の考えは、これが通った後でやっていくという考えでいると答弁されたと思ってよろしいか。</p>
○行森総務部長	<p>御指摘のとおりである。</p>
○山本（数）委員	<p>我々が判断する資料として、資料が今言ったように不足していると思う。これを審議しても、審議をする不明な部分がどうも見つからない。思うのに、職員倫理要綱、不当要求行為等対策要綱、職員等の公益通報に関する要綱というのは、もう整理されている。これで十分だと思う。</p> <p>これは、地方自治体でこうしようと書いている内容だが、地方公務員法に、法令を守ることと書いてある。地方自治法で書いてある。それは、自分らを戒めるためにやる行為だと思うが、そしてこのコンプライアンス条例というのは、平成31年だったか、地方公共団体における内部統制制度と、地方自治法の一部改正条例に出て、しなければならないのは都道府県と政令指定都市の市町で、そこは義務づけられたが、我々のような市町村は努力義務ということである。それを今の要綱があるのに、あえてこのコンプライアンス条例をやる必要はないと思う。</p> <p>条例を審議するのにも、今言ったように、ここはどうなのかと質疑するのに、こう示した、この詳細のような内容でやっていこうと</p>

	<p>思うと示してもらって、審議すべきだと思う。今日のこの審議には当たらないと私は思う。</p>
○石丸市長	<p>まず山本議員は記憶にないかもしれないが、このコンプライアンスというのはほかならぬ山根委員長が、とてもこだわりをお持ちでいらっしゃった案件である。その精神には、私も全く賛同する。コンプライアンス、今の時代にあって当たり前の意識である。それを条例化するというのは、むしろ遅いぐらいである。</p> <p>もう1点追加するならば、この条例の中身云々という議論だが、私は不足するとは思わない。なぜか。議会基本条例よりもはるかに、密度が高く記してある。実際の運用について、細かく全てを掲示するというのは、ほかの条例においてもないはずである。議会基本条例もそのようになっているとは見受けない。</p>
○山本（数）委員	<p>私は理解できないので。</p>
○武岡副委員長	<p>山本（数）委員の発言とダブるかもわかりませんが、今回、コンプライアンス条例ということで、議案として提出をされているが、この条例の上位法に、先ほどあったように、地方公務員法がある。職員はそもそもこの地方公務員法第32条、これにおいて職務を執行するに当たり、法令条例、また地方公共団体の、規則あるいは規程に則り、また上司の職務上の命令に忠実に従わなければならないと、このように規定をされていると思う。</p> <p>これらを背景に、安芸高田市の職員倫理要綱であったり、不当要求行為等対策要綱、また公益通報に関する要綱が制定されていると思う。今回この3つを1つにまとめて、条例化するということが、現在の要綱において、何かこれまで不都合な点があったのか伺う。</p>
○行森総務部長	<p>特別不都合ということではないと思っている。ただ先ほど来、説明しているように、今3つの要綱について、1つにまとめわかりやすく、1つの条例を制定するということである。</p> <p>当然それには廃止する要綱と登録する要綱、いわゆる倫理要綱については、これは職員の基本的なところなので残していくと、全体的なところ、今の不当要求の関係、公益通報の関係については廃止し、1つの新たな条例を制定するというものである。</p> <p>不都合なことがあったかと言われると、先ほど冒頭申し上げたように、これで不都合があったというようなことは、私はそれほど認識していない。</p>
○石丸市長	<p>冒頭職員から説明があったとおり、今例示された要綱をもとに、この条例は構築されている。その事実から明らかなおお、大きな不都合があるわけがない。あったらもう参考にできない。そうではなくて、それらばらばらで運用したもので、十分ではないと、それぞれ自体はよいとしても、統合的に運用する必要があるという</p>

	<p>のがこの条例の趣旨である。</p> <p>先ほど説明資料の 3 ページで絵を御覧いただいたかと思うが、きっちりそれらを統合した上で、事務フローをまとめている。そしてこの中で委員会、そして審査会、審査会のほうが上にも書いてあるが、外部の人をきちんと設置し、運用しようというたてつけになっている。この外部の人間を、きちんと市役所の制度の中に、市の制度の中に組み入れるというのが、このコンプライアンス条例の肝になっている。身内だけで、ああだこうだと言っているのは、果たしてそれが中立あるいは公平なのか、言い切れない面があるのは否めない。であるからこの条例によって、そこを透明化しようとしている。それがこの条例の意図である。</p> <p>その要綱に致命的な問題があったわけでは当然ないが、さらに、それを実効的に運用するために、この条例を構築している。恐らく山根議員が一般質問でおっしゃったのも、その点だったというのが私の認識である。</p>
○武岡副委員長	<p>今、答弁があったように、とりわけこの 3 つの要綱について、不都合があったわけではないということで、私は個別にそれぞれ要綱を定めて運用しているので、1 つにまとめてまでやる必要は特にはないと思う。私は特に、条例化までして、このコンプライアンス条例を制定する必要はないと思う。</p>
○山根委員長	<p>質疑ではない？</p>
○武岡副委員長	<p>はい、私の思いである。</p>
○山本（優）委員	<p>先ほどから、いろいろ説明を聞いているが、合併当初から総務部長が言うように、要綱はしっかりと制定され運用されてきている。その中で問題がないという発言もあった。そういう中で、これを 1 つにまとめて条例にするなら、これは 1 つの要綱としてまとめればいいのではないかと思う。</p> <p>条例にするということは、この内容だったら職員だけでなく、議員にも、市民にも、全ての報道関係者に対しても、全ての人を制約することになる。その点はどういうふうに考えているのか。</p>
○米村副市長	<p>今、山本委員の言われるように、条例にしたからといって、先ほど言われた議員とか市民とか報道とか、そこらの制約は変わらないと思う。</p> <p>要綱にしても、公益通報等関係も対象としては、市民の方もそこらも全部関係するので、そこらは基本的には変わらないと思う。</p>
○山本（優）委員	<p>市の要綱なら職員に対する内規である。これは議決しているものじゃない。内規だから職員だけである。条例にしたら全ての人に関わる。</p>
○米村副市長	<p>先ほどの発言を撤回する。反対に条例化することにより、より市民にも、このコンプライアンスという精神を知っていただき、市民</p>

	<p>と市の連携、また協働によって支えられるべきと考えているので、あえてこのような認識のもと条例を制定するもので、山本議員は市議会議員とかが対象になることが、おかしいということで理解してよろしいか。</p>
<p>○山本（優）委員</p>	<p>対象になることがいけないと言っている訳ではない。市民までが全部対象になるということは市民が行政に対して、要望とか要求するときに、ちょっとしたニュアンスや受け取り方の感じで、これはおかしいと言って書かれる可能性が出てくる。市民までも範囲に入れたら、条例として市民まで制限制約されるようになったら、市民の人は言って来れない。受け取り方で全部取られるという感じで。この文言は全部、自分が強制的に言われた、恫喝されたというのは受け取り方ではないか。</p> <p>だけど、言った方はそういう意思がなくても、そういうふうに取りられるとしたら、なかなか市民の方も言いにくくなるのではないかということである。ですから、なぜそこまで市民まで、制約制限することになる条例にしなければならないのかということを知っている。</p>
<p>○石丸市長</p>	<p>少し説明が混乱をしまい申し訳ない。改めて整理をすると、条例になったとしてもこの目次を書いてあるとおり、職員の基本姿勢で、議員や市民の基本姿勢を記したものではない。それが大事な論点である。</p> <p>その上でなぜ条例化するか。それは、当人以外の理解が必要だからである、このコンプライアンスというものについては、本人だけの理解というのは、それこそ要綱である。これまで自分たちはこうだよねと思ってやってきた、それではやはり問題が防げない。そして近年その傾向が強くなっていると、世の中的にも言われている。</p> <p>カスハラという言葉がある。御存じか。カスタマーハラスメント。お客さんが、お客様は神様だろうと言って、お店に迷惑をかける。ニュースで事件になっている。あれを正当化する人はいないはずである。</p> <p>どこかで線引きが必要である。そしてそれは自分たちだけわかってという線では駄目である。相手に見えるところに線を引かねばならない。それは、相手のためにもある。カスハラで言えば、カスタマー、お客様のためであり、市で言えば市民のためにも、その線は見えるように引かなければならない。</p> <p>ゆえに、今、実際に多くの企業が、このコンプライアンスの概念を、コンプライアンスを導入している。それを、客の利益を損なう客の権利を侵害するという人もいる。そしてその恐れは、完全に排除はできない。当たり前である。ただそれでも、どこかで線を引き、示す。その正当性は、広く認知されていると理解をしている。</p>

○山本（優）委員	<p>一般質問ではないが、市長、この中に市民に及ぶものは書いてないとある。これには書籍とか街宣活動とかいう文言が載っている。これは市民に当てはまる。市民が行政に対して批判的な文書を出したら、これはもう当てはまる。全部かかる。かからないことはない、書いてあるこの中に。市民も全部対象になる。</p> <p>その必要性がどこにあるのかと聞いている。そこまでやる必要があるのか。民主主義の中で、発言の自由は当然のことである。この条例ならそれを制約する危惧がある。ですから、なぜ条例にしないといけないのか。</p> <p>先ほど私とやりましたが、これは市民巻き込んで、市民を制約することになるから駄目ではないかって言っているのだから、そこは分からないので、答えてもらいたい。</p>
○石丸市長	<p>先ほどから同じ話ばかりをするが、改めてもう一度、再度お伝えする。そもそも要綱においても、運用するには、自分1人の話で完結しない以上、必ず相手方が出てくる。当然ですとおっしゃった。そうである、当然である。要綱においても当然で、コンプライアンスにおいても当然、同じ仕組みである。なぜこちらだけ問題視されるのか。意味がわからなくなる。</p> <p>そしてもう一度申し上げる。コンプライアンス条例にする肝は、この3ページだと申し上げた。一体的に運用する際に、委員会・審査会を設置して、外部の者も見えるようにして、外部の目が入るようにするのが肝だと。</p> <p>まさに山本委員がおっしゃるとおり、表現の自由、市民の発言の機会、それらを奪ってはならない。奪わないために、この特に審査会、これを設けようというのが、この趣旨である。むしろ、市民のために市民が自分たちの権利を守るために必要なのがこちらである。</p>
○山本（優）委員	<p>この要綱、市役所の中の内規だが、今まで問題課題はなかったと先ほどから説明している。その内規の中で、職員の中で、こういう問題はこういうふうに対応しようという要綱が作ってあるわけだから、市長が言われる市民を守るため、何も今まで起きてないのにする必要があるのかと聞いたのである。</p> <p>市民のために、本当にこれがなるのか。職員から議員から市民から、安芸高田市市内だけでなくいろんな関係者にとっても、その人たちの行政として、それがためになるのかどうか。ためになるようには思えないがどう思われるか。</p>
○石丸市長	<p>山本委員の発言によると、このコンプライアンス条例は市民のためにならないという質疑、主張であるならば、私の解釈でいくと、先ほどの委員会・審査会、これらの機能は市にとって不要だと、そのような主張だと理解をした。我々は必要だと思っている。その</p>

	<p>ための条例である。</p>
○山本（優）委員	<p>審査会・審査委員が要るか要らんかということは聞いていない。本当に市民のためになるかならんかと。市長はなると思って条例を提案しているのだから、市民のためになると言われたらそれでおしまいが。</p> <p>市民のためになるかならないかを私は聞いた。審査会がどうのこうのということは聞いてない。市民に、絶対なるという確信を持って言われとらんかと聞いている。</p>
○山根委員長	<p>山本委員の質疑には、聞かれないことに答えていただくよう答弁をお願いします。</p>
○石丸市長	<p>コンプライアンス条例、説明資料にちゃんと 3 ページでこう書いてある。これは条例にしっかり組み込まれている。関係がない話は一切していない。</p> <p>そして武岡委員の質疑に対しても、委員の質問、質疑に対してもここは肝だと申し上げ、そして今先ほどもお伝えしたはずである。単に、ああしましょうこうしましょうという対処の方法だけなら要綱にある。それも伝えた。それらを統合し、きちんと委員会・審査会を設けることが、この条例の肝。これ 3 回目ですよ。伝えるの。</p> <p>それが市民のためになるんです。今の時代に必要なんです。世界の常識ですこれは。もしそれが不要だと言うならば、以後その主張を公言し、引っ込めないでもらいたい。必ず要ります。この特に審査会。危なくてしょうがないです。</p>
○先川委員	<p>私も内規であった 3 つがありながら、なぜ今この時期に、安芸高田市コンプライアンス条例として制定しなければならないかという疑問は思っている。</p> <p>コンプライアンスというのは、単なる法令遵守だけではなく、倫理も入っており、この辺が非常に悩ましいところである。市長も議会も、市民の幸福度アップを目指してやってるわけで、市民を敵に回すわけではない。</p> <p>我々も議員として、いわゆる主権在民、地域の住民を守るということであれば、今回災害、あるいはコロナの問題等はある、要求があれば、市当局へ要望しなければならないわけである。それが仮に不当・不正であると当局が判断しても、申請者は正当であると思っているので、その辺の正当・不当というジャッジは誰がするのかと。</p> <p>それは委員会とおっしゃるかもしれないが、しかしそれをやると、第 1 条に述べているように、いわゆる市政を、大事業の目的が達成できないのではないかと。むしろ、市政を混乱させる要因になるのではないかとこの危惧を持っている。</p>

	<p>先ほど来、市長がいわゆる肝いりだということで、委員会ということをおっしゃる。私ここで一つ、総務部長にちょっと聞きたいのが、先ほどこの条例は、市長・副市長・教育長も入るといった答弁だったと思う。総務部長に伺う。</p>
○内藤総務課長	<p>職員という定義、条例の第2条のほうに示している。委員指摘のとおり、そこでは一般職に属する職員、それから特別職の職員のうち、市長、副市長、教育長及び公営企業の管理者としている。</p>
○先川委員	<p>市長がこれまでのこの1年間、私も見の中で、我々が選んだ議長を国語力がないとか、あるいは先般の10万円の問題で、中学生の連立方程式を解くより簡単とか、また今係争中の恫喝問題、こういうことがこの委員会の中で、多分この委員の頭は副市長になると思うが、そういうことができるのかどうか。私は副市長に伺いたい。</p>
○米村副市長	<p>ちょっと最後のところは、理解がちょっとできなかったが、審議会委員会に何をかけるか、そこらをちょっと確認したい。</p>
○先川委員	<p>いわゆるコンプライアンス審査会とコンプライアンス委員会があり、これが急務だということだが、コンプライアンス審査会にかける前には、コンプライアンス委員会にかけないといけないんだと思うが。そうではないか。</p> <p>コンプライアンス委員会というのは、副市長をはじめ職員ですよ。コンプライアンス審査会は学識経験者なり、これも議会の同意も何も得ずに市長が恣意的にできる。</p> <p>そういう意味で、先ほど言ったように、この問題は市長を初め、全ての人に入る中で、市長あるいは副市長、教育長が起きた問題を、果たしてこのコンプライアンス委員会が機能できるかどうか。身内の中で私は非常に疑問だと思う。副市長に考えをお聞きする。</p>
○石丸市長	<p>恣意的というのは、残念ながらまさに今の先川議員が言ったのを恣意的と言う。よろしいか。</p> <p>3 ページ、5、事務処理フローを御覧いただきたい。公益通報の処理フローにおいて、通報者からは審査会に流れる。委員会は入ってこない。委員会で止まることはない。そのための外部の委員である。なので、おっしゃった発言全てが事実と反する。</p>
○先川委員	<p>じゃあ委員会の機能は何か伺う。</p>
○石丸市長	<p>非常に細かいところだが、市長肝いりなど、メディアは書かないようお願いする。このコンプライアンス条例の肝が、かぎがここだと申し上げたわけで、私の思い入れ云々の話では、まずない。私は気持ちの問題ではなく、市民にとって必要な制度というのが、このコンプライアンス条例である。</p> <p>先ほどのグラフの下を御覧いただくと、ここへ委員会が出てくる。何でもかんでも外部の人に聞けばいいとなると、收拾がつかない</p>

	<p>くなる。当然費用もかかる。</p> <p>そうならないために、まずは内々で処理できるものは、委員会で判断をする、評価をする、対応する。このようになっている。</p>
○先川委員	<p>ただ委員会は、内々のメンバーだから、そういう先ほど市長も含めた全てのものが対象の中で、それが処理できるのか、機能できるのかということを知っているわけである。副市長願います。</p>
○米村副市長	<p>機能できるから条例に入れておるところである。</p>
○先川委員	<p>こういう形態でしたら、そうお聞きいたしておく。</p>
○武岡副委員長	<p>やはり市民から、いろんな要望とかあると思う。そういう中で、職員、受け手側が、不当・不正と書いていても、市民の立場から見れば私は正当だと認識し、要望等することもあると思う。で、そういう片方を私は正当、受け手側が不当となってくるわけだが。</p> <p>そういったときに、受けた側のことで、審査会のほうに諮問されて、不当とジャッジされた場合は第 19 条ですか、条例になると当然、法的拘束力があるので、告訴とか、告発、仮処分申請、訴えの提起等の法的措置を受けることにもつながる。その点はどのようにお考えか。</p> <p>例えば今のように、市民は正当と思っている、受け手側は不当と思ったと。そのトスの受け手側と、申し立てるほうの、要望する側のほうの、意識ずれがあるような場合はある。片方は正しいこと言っとると。それを受けて側の方で不当であるとかいうふうに取り扱った場合には、この条例においては、法的拘束力を持って、こういった告訴であったり告発だったり、そういった、法的処分が、法的措置を受けることにつながる。そこらの、見極めはどのようにお考えか。</p>
○石丸市長	<p>おっしゃっている内容は、至極当たり前の話である。なので、外部の目である。コンプライアンス審査会を設置するのが、条例のポイントだと。今日 4 回目です。申し上げている。まだ理解されて・・・、できないのであれば、もう少し話をする、同じ話だが。</p> <p>そもそも要綱がそうなっている。線は引いてある。ただその線は見えないところに引かれてた。踏んだ後で騒ぎになる。そしてそれをジャッジする審判も、基本的には常時いないと。それでは、お互いに困るので、線を引き、審判を置く。当たり前の運用である。</p> <p>立場によって、見解が分かれるからこそ、ここに、弁護士、学識経験者をはじめ、外部の人間を置くわけである。究極的にこの審査会が機能しないという事態になるのであれば、それはそのときこそ、議会の出番である。議会が止められる。それが、社会のたてつけである。</p>
○山根委員長	<p>質疑の途中ではあるが、ここで換気のため、10 時 25 分まで休憩とする。</p>

	【暫時休憩 10：13～10：25】
○山根委員長	休憩を閉じて会議を再開する。 ほかに質疑はないか。
○南澤委員	議案のほうの 6 ページになる。答弁もあったかと思うが確認したい。コンプライアンス委員会の設置の第 14 条 2「委員会の委員は職員のうち規則で定める者をもって充てる」という規則自体、まだできあがってっていないという認識でよいか。
○内藤総務課長	今後制定をする。
○南澤委員	一応説明としてはこれからということだが、説明資料の副市長、部長級職員ということの想定で間違いないと理解してよいか。
○内藤総務課長	その通りである。
○南澤委員	続いて 7 ページの 6 章公益通報について、20 条の 3 項「職員等は、公益通報制度を濫用してはならない」とある。 この濫用か否かというジャッジは誰がするのか。
○石丸市長	先ほどの説明資料の 5 事務処理フローだが、通報者の次がどこになっているか。 下のほうの、一般的に起きやすい職員からでいくと、職員任命権者、委員会、意識的には職員が、ラインを乱発しないように自戒を行う。自分で認識をする。そして上の者が、それを当然チェックする。最終的には、審査会、外部の人間が評価を行う。 なので、基本的にフローに沿って全ては判断される。これ以外はない。
○南澤委員	今の件は分かった。 続いて、9 ページ公益通報に係る措置第 24 条で、「任命権者は、通報内容が事実であるという通知を審査会から受けたときに、当該公益通報に係る行為を是正するとともに再発を防止するために必要な措置を講じなければいけない。」具体的にどういうことが想定されるのかを、例を挙げて説明いただきたい。
○内藤総務課長	現在、具体的なところまでは考えていない。
○山本（数）委員	市長の答弁を聞く中で、説明資料 3 ページ事務処理フローに、3 回も 4 回も言ったと言われたが、これ見た限り、不正な要望を受けた職員が報告して、その取扱いが書いてあるが、したとされる当事者の救済法はどういうふうになっているのか。不正な要望をしたとされる人の救済方法。これはどうなっているのか。
○石丸市長	救済という事象はこの条例では対象としない。なぜ救済をするのか。何の救済をどういう必要性を持って救済するのかは、聞くほうだと思うが。趣旨が理解できない。
○山本（数）委員	条例案の 7 ページ第 19 条に不正な要望等に対する措置というのがある。任命権者というのは、市長に当たると思うが。審査会から不正な要望と認めるとの通知を受けたときは、審査会の意見を尊

	<p>重し、事実の確認を行い、不正な要望等を行った者に対し警告を行うと、必要な措置を講ずるというようになって、任命権者は審査会から不当な要望であり、これはそういうことにあたるといったら、市長は警告など言った人に対して必要な措置が講じられるということだが。</p> <p>ここに至るまでに不正な要望をしたと言われた人が、どこへ「不正な要望をしたつもりはない。こういうことで話をしたんだと事実は。」と第三者のところで言える場があるのかないのか。</p> <p>この第19条では、市長が言ったとする人について、事実の確認を行うことになってるが、第三者がその言い分を聞く場がない。訴える場がない。これはやはり、法律なら法律の中で保障すべきではないかというふうに思う。そこが、ここにあるというのだったら、そこをお示し願いたい。</p>
○石丸市長	<p>お持ちか、説明資料。3ページ5事務処理フロー、四角が並んでいるが、もう一度御覧いただきたい。審査会の次の矢印、どのようになっているか。</p> <p>多分同じ文字が書いてあるはずだが、調査と書いてある。調査。何をどこまで調査するというのは、事案によって変わるので、その具体的な詳細の範囲までは、事前に定められないが、当然この外部の中立的な立場人間が調査をするのであれば、必要な情報はこのとき集める。ここにしっかりと書いてある。</p>
○山本（数）委員	<p>ここの3ページの、今言われた事務処理フローの、不正な要望等の処理フローの中で米印があるが、網かけ部分は別に規則等で定める予定と書いてある。</p> <p>直ちに措置が必要な場合、通知に審査会と書いてあるが、これ並行してやるということだと思うが、任命権者が先行して先に行くことはないのか。具体的にはどういう場合になるのか。</p>
○下瀬総務課行政係長	<p>また具体のところまでは想定していないが、是正しなければいけない緊急の事案については、委員会で措置をしていくということになる。</p> <p>ただしこれにおいても、審査会へどのような措置をするかということについては、通知をすることとしている。</p>
○宍戸委員	<p>いろいろ説明を聞かせてもらった。まずコンプライアンスという言葉が、ちょっと私どこまでがっているのが日本語でないので理解できないところもあるが。審査会が設置されるこの法的根拠をお示してください。</p>
○行森総務部長	<p>法的根拠というか、条例自体が法的根拠を満たすものというふうになってくるんだろうと思うが。</p> <p>条例の中で、審査会を設置することができるということなので、特別ほかの関係の法令から、運用してくるといようなことは必</p>

	<p>要なんじゃないかなというふうに思うが。</p>
○石丸市長	<p>改めて説明をするが、まずコンプライアンス、片仮名であるが既に日本語として十分世間で認識をされてきている。もしまだそれが理解されていないというのであれば、早急にキャッチアップしていただきたい。これは極めて大事な件、テーマである。</p> <p>その上で話をする。法的根拠を求められて私もまた、正直びっくりしてしまっただが、法的根拠を定めるのがこの場である。</p> <p>条例は自治体において制定可能。制定する際に法律・法令になるわけだから、それがきちんとロジックとして合っているか、不具合がないか、何よりも広く市民にとって有益かどうか、それを判断するのがこの場である。議会の仕事である。</p> <p>法的根拠があるかないか、法的根拠として妥当になるかどうか、それを考えるのが今である。</p>
○宍戸委員	<p>条例は法令ですから当然、要綱とは違い、安芸高田市全ての市民を縛る条例でもあると思う。</p> <p>その中で不正な要求等と判断された人が、何でもない根拠のない審査会で、条例といえども日本の国には基本的人権が尊重されており、刑法もある。そういうふうなものがありながら、むしろ人権を侵害されたというふうなことになったときには、これ、どういうふうに議会としても対応はできるのか。少し心配なところがありお聞きした。そこについてお考えをお聞きする。</p>
○石丸市長	<p>法令に基づいて是か非か判断する必要があると、今、宍戸委員はおっしゃったと理解をした。ゆえに、弁護士・学識経験者という、法令を熟知した人間を審査会として設置をする。どこに問題があるのか。</p> <p>この機構制度、たてつけは市民のためにしかならないはずだ。一体どの点で、市民に不利益が及ぶというのか、もちろん慎重に運用しなければならないというのは、私も何回かお伝えしたとおりである。だからこそその要がこの審査会であるとも、しっかり説明をしている。一体どこに不備があるとおっしゃるのか。当方としては理解しかねる。</p>
○宍戸委員	<p>そういう説明を聞くために、質疑をしている。それはそれでいいと思うが、私は少し不備があるように感じているが、そこら辺について、これは市民全体の問題だから、当然条例化されたのだろうと。だから我々議員が、市民代表者がこうして質疑をし、審査をしているということだから、そういう説明ならそれでよいと思う。</p>
○南澤委員	<p>5 ページ第 9 条報酬のところ、平成 16 年安芸高田市条例第 40 号の定めるところによる報酬とあるが、この条例を見ると年額の 25 万円があったり、日当 7,000 円があったりする。</p> <p>当然、コンプライアンス審査会の委員。まだそこに記載されてな</p>

	<p>いが、どの程度の額を想定されているか。どういう扱いで考えているのか。</p>
○内藤総務課長	<p>委員の報酬は、先ほど指摘があった条例に規定をする。それについては、施行日までに規定をして、条例改正をして規定をするが、現在まだその額等について検討中である。</p>
○南澤委員	<p>7 ページ 20 条公益通報のところ、20 条の 2「職員等は公益通報を行う場合は、実名で書面をもってしなければならない。ただし、公益通報の内容を客観的に証明できる資料、根拠を審査会に示すことができる場合は、匿名で通報ができる。」ということだが、昨今、一般企業に電話で問合せをしたときに、カスタマーサービスの品質向上のため通話は録音させていただくというようなこともあるかと思うが、客観的に証明できる資料のうちの一つが、録音ということにもなってくると思う。通話の録音や面会時の録音をするという想定はされているかいらないか。</p>
○内藤総務課長	<p>方法の一つとしてはあろうかと思う。</p>
○山根委員長	<p>ほかに質疑はあるか。 (質疑なし) 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了する。 これより討論を行う。 討論はないか。</p>
○武岡副委員長	<p>安芸高田市コンプライアンス条例に反対の立場から、討論を行う。コンプライアンス条例の制定については、職員はそもそも地方公務員法第 32 条において「職務を遂行するに当たり、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。」と法令遵守義務が規定をされている。</p> <p>こうした地方公務員法第 32 条を背景に、本市においても、安芸高田市職員倫理要綱、同不当要求行為等対策要綱及び同公益通報に関する要綱が制定をされていると認識している。</p> <p>なぜ今、これら 3 つの要綱を 1 つにまとめ、新たな条例として制定し、法的拘束力を持たせて運用されるのか、疑問と一抹の不安を覚えざるを得ない。市民や、事業者等の要望等が、不正な要望として審査会に諮問され、その結果によって必要と認めるときは、告訴、告発、仮処分申請、訴えの提起等の法的措置を受けることとなる。</p> <p>法的拘束力を持つ本条例が制定、運用されれば、市民はもとより、議会や事業者等においても、市政運営に対する要望等を行うことに、躊躇せざるを得なくなる。よって本条例案の制定に反対し、討論とする。</p>
○山根委員長	<p>次に、本案に対する賛成討論の発言を許す。</p>

○南澤委員	<p>本条例はこれまで安芸高田市で運用されてきた職員倫理要綱、不当要求行為等対策要綱、職員等の公益通報に関する要綱をまとめてコンプライアンス条例とし、さらにコンプライアンスの審査会、委員会を付け加えることによって、客観性、中立性、公平性を担保し、行政の透明性を増すものである。</p> <p>不当要求行為などの言及があるが、どういった要求が不当で、どういった要求が正当なのかということを、市民全体と改めて共有し、法令を守り、法令の中で法令に沿った要求の仕方というものがあるので、それをしっかり共有し、法令遵守した市政の運営に資するものとする。したがってこの条例に賛成いたすものである。</p>
○山根委員長	次に本案に対する反対討論の発言を許す。
○山本（優）委員	<p>先ほどから質疑討論されているが、このコンプライアンス条例、もともと法令遵守するのは、当然当たり前のことである。そういう中で、法令を遵守させるために、その上にまた条例を制定して、法令を遵守させようとする方法は、私は好ましくないと思う。</p> <p>またこの条例案は、全て 1 人の任命権者によって実施されるような内容になっている。そしてこの案は、職員だけでなく、議員・市民、すべての人が対象となり、個人の表現の自由が制限される恐れが多々ある。そういう観点から、私はこの条例の制定には反対とする。</p>
○山根委員長	<p>次に本案に対する賛成討論の発言を許す。</p> <p>（賛成討論なし）</p> <p>賛成討論なしと認める。</p> <p>次に本案に対する反対討論の発言を許す。</p>
○先川委員	私はこの条例に反対をする。この条例は、市民の権利を拘束する可能性もあり、また市長をはじめ身内に甘く、市政を混乱させるものと思い反対をする。
○山根委員長	<p>次に本案に対する反対討論の発言を許す。</p> <p>（反対討論なし）</p> <p>反対討論なしと認める。</p> <p>これをもって討論を終結する。</p>
○山根委員長	<p>これより、議案第 67 号「安芸高田市コンプライアンス条例」を起立により採決する。</p> <p>本案は原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求める。</p> <p>※起立少数 賛成 1 名 反対 6 名</p> <p>起立少数である。よって、本案は否決すべきものと決した。</p>

（1）議案審査【総務部】

①議案第 68 号 安芸高田市安芸高田市事務分掌条例の一部を改正する条例

○山根委員長	<p>次に、議案第 68 号「安芸高田市事務分掌条例の一部を改正する条例」を議題とする。</p> <p>執行部より説明を求める。</p>
○行森総務部長	<p>議案第 68 号「安芸高田市事務分掌条例の一部を改正する条例」について、要点の説明をする。本案は、令和 4 年 4 月からの行政運営に向けて、組織及び事務分掌を見直すものである。</p>
○内藤総務課長	<p>議案第 68 号「安芸高田市事務分掌条例の一部を改正する条例」について説明する。議案書にあわせ、説明資料を提出しているので、まずそちらのほうから説明をする。</p> <p>令和 4 年 4 月からの行政運営に向けて、組織及び事務分掌の見直しを行う。見直しのポイントは、重点施策の推進、社会ニーズへの対応、事務事業の効率化、組織のスリム化の 4 つになる。</p> <p>全体では、令和 3 年度の 6 部 25 課室体制から、部、監の 1 増、課、室の 5 減により、令和 4 年度は、7 部、監 20 課体制となる。</p> <p>次に、その詳細である。まず、市の危機管理体制を一層強化するために、新たに部以外の組織として、危機管理監を新設し、部長級の危機管理監を配置する。危機管理課は総務部より移管をさせる。</p> <p>次に総務部では、広報広聴の一元化と、市の魅力情報発信の強化、及びスピード感のアップを図るため、秘書広報室を秘書広報課とする。</p> <p>情報管理課は、同課の分掌事務のうち、市役所内のシステム管理を財産管理課に所掌させるとともに、市の全体計画と合わせた地域情報化を進めるため、地域情報化の推進を政策企画課に所掌させ、同課は廃止をする。</p> <p>次に企画振興部は、名称を企画部に改める。市の総合計画や、まち・ひと・しごと創生総合戦略、住民自治組織を一元管理することで、より一体的でスピード感がある市政運営を行うため、地方創生推進課は政策企画課に統合する。</p> <p>また財政課に、建設部管理課が所掌する入札契約及び工事に関する工事検査に関することを所掌させ、工事の施工管理部門と分離をする。</p> <p>次に市民部では、ダイバーシティを推進するとともに、循環型社会の構築に向けた取組を行うため、環境生活課と人権多文化共生推進課を統合し、新たに社会環境課を新設する。</p> <p>次に産業振興部は、名称を産業部に改める。また、観光資源として活用するため、生涯学習課が所掌していたサンフレッチェ広島と湧永レオリックに関することを、商工観光課に所掌させる。</p> <p>次に建設部では、住宅政策課を管理課に統合し、市営・市有住宅の維持管理等を行う。また、公共土木事業の計画と維持管理を一元管理することとともに、より機動的な体制を構築するため、建設課</p>

	<p>にすぐやる課を統合する。</p> <p>以上で説明資料の説明は終わり、続いて議案の説明をする。</p> <p>議案書 1 ページ。説明資料で説明をした内容を踏まえ、条例の改正を行っている。右側が改正前、左側が改正後になる。</p> <p>第 1 条では、部の設置について規定しており、企画振興部を企画部へ、産業振興部を産業部へ名称をそれぞれ改める。</p> <p>次に、2 ページの第 2 条では、部の分掌事務について規定しており、(1) 総務部のケには、企画振興部から移管する「広聴に関する事項」を加える。</p> <p>次に、(2)、企画部のエには、建設部から移管する入札契約及び工事検査に関する事項を、ケには、総務部から移管する「地域情報化の推進に関する事項」をそれぞれ加える。</p> <p>次に、5 ページ、の第 2 条の 2 では、新設の危機管理監の設置を規定するとともに、分掌事務として、「防災及び危機管理に関する事項」、並びに「防犯及び交通安全に関する事項」を規定する。</p> <p>次のページの 6 ページにかけての第 3 条では、部及び監に置く課について規定をしており、危機管理監に危機管理課を、総務部に秘書広報課を、市民部に社会環境課を、設置を規定する。</p> <p>なお、総務部情報管理課、企画振興部地方創生推進課、市民部環境生活課及び人権多文化共生推進課、建設部住宅管理課及びすぐやる課は廃止をする。</p> <p>次に、7 ページの第 4 条では、会計課の設置に関する条文の文言を整理している。</p> <p>次に、附則の第 1 項施行期日を令和 4 年 4 月 1 日と規定をしている。</p> <p>次の第 2 項から第 6 項では、当該条例改正に伴い、参照条文の改正が必要となる。「安芸高田市農業構造改善審議会条例」ほか 4 条例の一部改正を規定している。</p>
○山本（数）委員	<p>説明資料に基づいて質疑する。組織及び分掌事務の見直しの概要というのがあるが、サンフレッチェ広島と湧永レオリックが、産業振興部に所管を移行するという説明があったが、今までは、生涯学習課所管で、社会教育に重点を置いた運営だったと思う。</p> <p>その社会教育に、サンフレッチェ広島・湧永レオリックが地域への貢献ということで、ここに置いてあったと思うが、その辺りは移管によってどうなるのか。</p>
○内藤総務課長	<p>事務分掌でサンフレッチェ広島・湧永レオリックに関すること、これを商工観光課のほうへ所掌が移管ということだが、この 2 チーム、国内のプロチームである。知名度も高く、本市とのかかわりも深いということから、今後も観光資源としての連携を深めていくという目的で、商工観光課に事務の分掌を移管をするというこ</p>

	とである。
○山本（数）委員	<p>今質疑したのは、生涯学習のほうで影響があるのではないかと危惧して質疑した。商工観光課が所掌していてもいいが、社会体育の部分で、湧永レオリックが地域に貢献してもらった経緯もあり、そこらのところをお願いしたりしてやってきている経緯がある。</p> <p>その辺は、所管が移行したことによって途切れるのではないかとという心配があるが、そこらのフォローはどういうふうを考えているのか。</p>
○行森総務部長	<p>このことについては教育委員会部局とも協議をしている。いわゆる観光的な要素が強い、あるいはそこに強い政策を打っていきたいという思いである。</p> <p>ただ議員指摘の、これまでのことについてだが、これは当然教育委員会と連携をとりながら、進めていくということになるのかと。特別、社会教育で行っていた事業をやめるとかいうことはなく、観光行政に持っていったけど、それはある意味、今までやってきたことの事業を、教育委員会等とも常々連携をしながら進めていければと思う。</p>
○山本（数）委員	<p>社会教育の関係で、特に社会体育に関係してくるが、そういうところには全く支障はないと理解してよいか。</p>
○行森総務部長	<p>支障がないと考えている。</p>
○山根委員長	<p>ほかに質疑はないか。</p> <p>（質疑なし）</p> <p>質疑なしと認め、これをもって質疑を終了する。</p> <p>これより討論を行う。討論はないか。</p> <p>（討論なし）</p> <p>討論なしと認め、討論を終結する。</p>
○山根委員長	<p>これより、議案第 68 号「安芸高田市事務分掌条例の一部を改正する条例」を、起立により採決する。</p> <p>本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求める。</p> <p>※全員起立</p> <p>起立多数である。</p> <p>よって本案は原案のとおり可決すべきものと決した。</p> <p>ここで、説明員交代のため、暫時休憩する。</p> <p>【暫時休憩 10：13～10：25】</p>
（1）議案審査【総務部】	
①議案第 69 号 安芸高田市過疎地域持続的発展計画について	
○山根委員長	<p>これより企画振興部に係る議案審査を行う。</p> <p>議案第 69 号「安芸高田市過疎地域持続的発展計画について」を議題とする。執行部より説明を求める。</p>
○猪掛企画振興部長	<p>それでは、議案第 69 号「安芸高田市過疎地域持続的発展計画に</p>

	<p>ついて」要点の説明をする。</p> <p>過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の制定に伴い、地域の持続的発展を総合的かつ計画的に推進するため、本計画を策定するものである。</p>
<p>○高下政策企画課長</p>	<p>この計画は、令和3年4月1日付けで施行された過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。説明資料によって、要点を説明する。2の番号2のところを御覧いただきたい。</p> <p>今回の計画は、従来の過疎地域自立促進特別措置法に基づくものから、新たな法によって幾つか変更された点がある。</p> <p>1つ目は、地域の持続的発展を評価できるKPI、いわゆる成果をはかる指標だが、これを設定するということである。計画書の本体を開いていただきたい、14ページ目のところに、安芸高田市では、KPIを市の人口の社会増減とした。計画最終年の令和7年度で、社会増にすることを目標にしている。</p> <p>説明資料のほうに戻り、2つ目は、KPIの達成状況の評価方法を定めることである。安芸高田市では、毎年行う行政評価の中で実施することを想定している。</p> <p>3つ目は、公共施設等総合管理計画との整合をとることである。計画書では、15ページから地域の持続的発展のために行う取組の項目が順に示されていくが、それぞれの項目ごとに特徴的な公共施設管理の方向性について記している。</p> <p>4つ目は、過疎対策の項目の見直しである。これまでの取組の中で、過疎対策として特に有効と認められたものがよく分かるように、項目の区割りが変更され見直された。説明資料の右側のページになるが、そちらで従来の項目から、どのように見直しがされたかということを示している。この表の中で、まず今回の項目の部分を見ていただきたいが、移住定住、地域間交流の促進、人材育成というものが頭に出てきている。これについては従来の項目1番左側だが、従来の項目では、1番下のその他に入っていた。これが、特に有効な取組が多いということで、特に頭出しされたという理解をしている。</p> <p>次に、従来の項目1番左側の部分で、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進というのがあるが、これは2つに分けられ、地域における情報化と交通施設の整備、交通手段の確保になった。その2つ下の部分、従来の項目左側のところだが、ここで高齢者等の担っていた子育て環境の確保というのが、今回の項目では明示をされることになった。下から2つ目の部分、今回の項目のところ、近年の流れになっている再生可能エネルギーの利用の推進というものが新たに追加をされた。このように、時代に合った形</p>

	<p>で、項目の9割の見直しがされている。1番右の1番右側の部分には、それぞれの項目の主な安芸高田市の事業を例示している。</p> <p>次に計画書の本体のほうを見ていただきたい。15ページ以降が、先ほど見ていただいた項目ごとの記述で、具体の計画をここに上げていく。</p> <p>例えば、16ページは移住定住地域間交流の促進、人材育成という部分になるが、計画のところで過疎地域持続的発展特別事業(4)になってるところだが、そこに記述がある。</p> <p>この事業はそれぞれの項目に上がってくるものだが、これはいわゆるソフト事業である。ソフト事業は、毎年行われる様々な取組に柔軟に対応できるように、あえて包括的な書き方で事業名を挙げており、ここでは移住定住、地域間交流、基金積立てというふうな形で上げている。</p> <p>このような包括的な書き方をするものがある一方で、この21ページのところは、産業の振興という項目の計画になる。ここではかなり具体的に事業名を挙げています。これらは主に、いわゆるハード事業で、特に国、県からの補助金がある事業については、県がチェックする際に事業を特定できるように、具体的に記述する必要があります。</p> <p>こういった、以下、様々な事業を計画として上げているが、これらの具体の事業については、各部局にそれぞれ確認をして漏れないように拾ってあり、既に県の事前確認を受けている。ここに上げていく事業は、毎年見直しをすることができ、必要に応じて事業の追加などを行っていく。</p> <p>説明資料のほうに戻って、最後のページ。この計画案については、市のホームページに掲載をし、パブリックコメントを実施した。2名の方から意見をいただいている。</p> <p>また、第8条第7項に規定する都道府県との協議については、11月25日付けで管理をしている。</p>
○山根委員長	これより質疑を受ける。質疑はないか。
○南澤委員	最後のパブリックコメントの件で、ホームページに掲載されていたということであったが、モニター制度などの活用もされているのか、それともSNS・LINE・Facebook等チェックしているが、このパブリックコメントをやっているという情報が、私は入手できなかった。どのような告知をされていたのか気になるので伺いたい。
○高下政策企画課長	どのような告知をしたかだが、市のホームページに載せた。SNSなどを使って周知はしていない。
○南澤委員	広く市民の意見を取り入れる必要があるものでは。パブリックコメントというのはそもそもそういうものかと考えるが、告知を余

	り積極的に行ったと評価できないと思うが、その辺りはどのようにお考えか。
○高下政策企画課長	おっしゃるところはそのとおりだと思う。今回はホームページ掲載しかしていなかったが、今後、検討したいと思う。
○武岡副委員長	計画期間が令和3年4月1日から令和8年3月31日までで、前計画の終了期間が、恐らく令和3年3月31日だったのだろうと思うが、本来計画というのは、この条例が議決した後に計画期間が始まるんだろうと思うが、これは遡及して本年4月1日に遡及しているが、何か事情があったのか。
○高下政策企画課長	この計画は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づいてつくるということになる。この法律が施行されたのが令和3年4月1日で、そこから計画をつくるということが始まっている。広島県内各市町、その法律が出てから準備を進めていくわけだが、その中で12月までにこの計画をつくるということで、それぞれの自治体の考え方で進めているところである。 ですので、法律の施行の時期のタイミングからここまでの時間がかかっているということで理解いただきたいと思う。
○南澤委員	計画の18ページの観光のところ、3段落目に本市には郡山城跡等々と書いてある中に、サッカー公園の記述がないがこれは何か意図があるのか。
○高下政策企画課長	特に意図はない。代表的なものを例示したということである。
○南澤委員	それでは裏を返せば、代表的ではないという捉え方ができてしまうと思うが、瑣末なことかと思うが、どういう認識か。
○高下政策企画課長	他意はない。
○山本（数）委員	この計画は過疎債を借りたりするときに、計画がないといけないという部分が主な要点だと思う。この計画書に載ってないといけないということがあると思うが、具体的にその他32ページの対策の中のその他の対策だが、上から2段目、「犯罪や交通事故の発生を未然に防止するため、街灯防犯灯を計画的に設置する」という表現がされているが、今、街灯は補助事業で、各地域の申請によってつけるのが主になっていると思う。だが、市が率先してこの街灯や防犯灯の整理を積極的に行うと理解していいか。
○高下政策企画課長	今、指摘のあった32ページの部分というのは、どういう方針、考え方で、この過疎地域自立促進や持続的発展を支援していくかというところを書いたその方向性を示した部分かと思うので方向性として街灯・防犯灯が重要ですよということが書いてあり、具体の事業としてその過疎債を利用するということまでを含むものではない。
○山本（数）委員	理解した。31ページ、前のページのイの3廃棄物処理というのがあり、その中で4段目の項目だが、「産業廃棄物処理についての

	事業者責任を徹底する」と表現されているが、これは具体的にはどのようなことを考えているのか。
○高下政策企画課長	具体的にというふうなことはなかなか申し上げにくいですが、事業者の責任がある部分について、しっかり指導するということというふうに捉えていただいてよいかと思う。
○南澤委員	22 ページ、これも産業振興に関わるところだが、(5) 公共施設等総合管理計画との整合性のところで、この2段落目、「公の施設のうち短中期的に受益を受ける範囲が限られる施設は、譲渡を進め」と、そのあと「事業効果による政策補助に転換を図ると、その事業効果による政策補助」の意味するところを詳しく教えてほしい。
○高下政策企画課長	これは施設を市が持っており、市の責任として進めるというよりもそれを譲渡した上で、例えば民間の方や事業者などが、それをもっと活用して自由にやっていただくほうが効果がある場合には、それが市の政策に寄与するという判断がある場合に、補助を検討する。そちらのほうがより効果的な場合には、そういうことを検討するという意味である。
○南澤委員	それは指定管理というわけではなく、民間の事業をする方に対する補助をつけるという理解でよろしいか。
○高下政策企画課長	そうである。
○先川委員	<p>以前人口減対策で市長に伺ったときは、人口減対策は考えていないと言われたことは今もって頭の中にあるが、またその中で、いわゆる過疎債、有利な制度とはいえ、次世代にそれを残すわけにはいかないからという発言も一般質問等であり、非常に危惧したところだが、いくら期限が下げられて要望書を出す、計画書を出すにしても、今回の場合はきちっと基準値目標値、人口のうち、こういうことを書かれていることは、本当に安心をしているところである。</p> <p>では、またその対策についても、項目を挙げられているわけだが、1つこれを誠実に実行していただくことを希望し、要望としておく。よろしく願います。</p>
○山根委員長	今、質疑なので、最後、質疑としてまとめていただきたい。
○先川委員	この件に関して、ひとつ意見があればよろしく願います。
○石丸市長	<p>ルールは遵守するよう、重ねてお願いを申し上げる。そしてこれも繰り返し伝えているが、発言の部分を抜き取って誇張されるのもやめていただきたい。それはもはや事実と反する。</p> <p>人口減対策を何もしないなんてことは、これまで一言も言っていない。人口減少が不可避だと言う事実を伝えているだけである。そして、それは私の個人的な見解ではなく、世の中の共通認識で常識である。もしまだ御存じないのであれば、この機会にぜひ御理解</p>

	ください。
○先川委員	市長、お言葉だが、総務文教常任委員会で議事録を見ればわかるが、それはもう一言で退けられたことがある。そういうことで、別に切り取ったとかはない。
○山根委員長	ほかに質疑はないか。 (質疑なし) 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了する。 これより討論を行う。討論はないか。 (討論なし) 討論なしと認め、討論を終結する。
○山根委員長	これより、議案第 69 号「安芸高田市過疎地域持続的発展計画について」起立により採決する。 本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求める。 ※全員起立 起立多数である。 よって本案は原案のとおり可決すべきものと決した。 以上で議案第 69 号の審査を終了する。 ここで、換気のため、11 時 40 分まで休憩とする。
【暫時休憩 11 : 28～11 : 40】	
(1) 報告事項【消防本部関係】	
①高機能消防指令センター更新整備について	
○山根委員長	休憩を閉じて再開する。 先ほどの当委員会の議事整理に不備があり、改めて会議規則から委員の発言についてお知らせする。 第 113 条、委員は議題について自由に質疑し、及び意見を述べることができる。ただし委員会において別に発言のほうをまとめたときは、この限りではないということで、皆さんの要望についても述べるができるということである。失礼した。
○山根委員長	これより消防本部に係る報告を行う。 「高機能消防指令センター更新整備について」の報告を求める。
○土井消防長	それでは「高機能消防指令センターの更新整備について」概要説明をする。高機能消防指令センターとは、消防本部内にあるいわゆる通信指令台のことで、現在運用している指令台が本年度末をもって丸 10 年を経過するため、今後 2 か年をかけて整備をし、令和 6 年度より本格運用する計画としている。
○下津江警防課特命担当課長	それでは「高機能消防指令センター更新整備について」説明する。 説明資料 1 ページ。初めに 1、目的である。平成 24 年から運用を開始した現行の高機能消防指令センターが耐用年数を経過するに当たり、通信指令業務の確実な運用を確保するため、更新整備す

	<p>るものである。</p> <p>次に、事業内容だが、消防指令センターを構成する各種システムの全面更新を行う。また、近年頻発する集中豪雨による自然災害などを踏まえ、新たなシステムを導入する。</p> <p>消防指令センターを構成するシステムを、基本システムと補助システムに分けると、基本システムは119番通報の受け付け、消防隊等に対する出動指令、消防車、救急車等との情報通信などを一括して効率的に行う高度な情報システムである。</p> <p>補助システムは、119番通報が困難な聴覚言語機能障害者が円滑に通報できるFAX119やNet119のシステム、また、基本システムを補助する情報表示盤装置や消防システムとなる。</p> <p>新規導入システムとして、映像通報システムを計画している。このシステムは災害現場において、スマートフォンまたはドローンで撮影した映像をリアルタイムで消防指令センターと共有し、災害現場の状況や、正確な位置情報など、迅速かつ円滑に情報共有が図れるシステムである。</p> <p>次に、3、整備スケジュールだが、令和4年度に調達支援業務により、消防指令センターの仕様書を決定し、令和5年度で更新整備を行う計画である。令和4年、5年度の2年間は、現行の消防指令センターの保守業務を延長し、運用を継続する。</p> <p>右のページ。4、本整備に係る概算事業費は、3億9,301万1,000円を予定している。財源は過疎対策事業債の充当を予定している。</p> <p>次、5、新規システムの概要だが、災害現場に出動した消防職員がスマートフォンやドローンを使用し、現場状況を撮影する。その映像を消防指令センターに送信することで、リアルタイムに視聴することができる。消防指令センターは、その映像を確認し、状況把握、活動方針などを決定し、災害現場指揮者へ活動指示を出すことにより、よりの確な災害現場活動が可能となる。また、送られてくる映像は、消防指令センター以外の部署でも共有ができ、視聴が可能となる。</p> <p>この新規システムの導入については、基本システムや、補助システムとの連携はなく、独立したシステムであり、既存消防指令センターにおいても導入可能である。必要な費用や財源を検討し、早期の導入を図りたいと考えている。以上が、更新整備の概要である。詳細については、配付している高機能消防指令センター基本計画を御覧いただきたい。</p>
○山根委員長	<p>これより質疑に入る。</p> <p>この報告について、不明な点など、質疑はあるか。</p>
○南澤委員	<p>先ほど説明のあった映像通報システムだが、今の説明だと、署員が現場に行って署員がその情報を送れるという説明があったかと</p>

	<p>思うが、通報するのは市民だが、市民の映像は受け取れないというものを目指して、そういうものをつくろうとされているのか。市民の情報も共有できたら、より素早く情報が集まるのではないかとということでお聞きする。</p>
○下津江警防課特命担当課長	<p>このシステムについては、市民にも対象ということは可能だが、その取り扱うときの個人情報とか、その現場の状況によって、まだ整備する内容というのがあるので、まずは消防職員から運用を開始し、消防団へというような形で取り組んでいければと現在は考えている。</p>
○南澤委員	<p>基本計画の2ページ第2章、一般事項の基本方針(8)、本市が管理する安芸高田市光ネットワーク設置及び管理に関する条例、お太助フォンとの情報連携を行うことに対応できるシステムとすることとあるが、お太助フォンも既に耐用年数が過ぎていると認識している。</p> <p>これからこの先10年以上使っていくシステムを作っていくにあたり、当初の設計の中に、いつ更新を迎えるかわからないお太助フォンを想定するのは、妥当なのかどうなのか疑問がある。その辺りについてはどのような考えか。</p>
○下津江警防課特命担当課長	<p>お太助フォンとの接続・連携だが、更新時において、新しい消防指令センターとお太助フォンの接続はしないという方向で考えている。</p> <p>現在、消防指令センターとお太助フォンを連携して運用しているが、これらを接続している接点放送監視サーバーというものがあり、この保守期限が今年度末の令和4年3月ということが、保守メーカーからあり、来年度から保守ができない、終了と回答をいただいている。</p> <p>それについて接点放送監視サーバーの故障に伴う復旧対応及び、今のサーバーの交換する新しいサーバーが、調達は困難であるということから、次の指令センターを令和5年度で整備する時、接続は今のところしない方向で考えている。</p>
○南澤委員	<p>そうするとこの基本方針、お太助フォンの緊急通報システムとの相互の情報連携を行うことに対応できるシステムというのは、どのようになってくるのか。</p>
○下津江警防課特命担当課長	<p>お太助フォンのシステムとしては、放送するものと、現在、お太助フォンから安心ボタン、緊急通報が入ってくるシステムがある。</p> <p>安心ボタンの緊急通報のシステムについては、今のサーバーとの接続というのは関係ないので、これは引き続き連携していく予定である。</p>
○山根委員長	<p>ほかに質疑はないか。 (質疑なし)</p>

	<p>質疑なしと認め、これをもって質疑を終了し、「高機能消防指令センター更新整備について」の報告を終了する。</p> <p>ここで、13時まで休憩とする。</p> <p>【暫時休憩 11:51~13:00】</p>
(4) 所管事務調査【教育委員会】	
① 八千代の丘美術館について	
○山根委員長	<p>休憩を閉じて会議を再開する。</p> <p>これより、教育委員会に係る所管事務調査に移る。</p> <p>先に教育長より挨拶を受ける。</p>
○永井教育長	<p>本日は、所管事務調査 3 件、報告案件 7 件の審議をいただくこととなっている。よろしく願います。</p>
○山根委員長	<p>それでは、所管事務調査「八千代の丘美術館について」を議題とする。執行部より説明を求める。</p>
○宮本教育次長	<p>所管事務調査の 1 番「八千代の丘美術館について」である。既に資料を配付している。資料 1 を主に使って説明をする。</p>
○児玉生涯学習課長	<p>「八千代の丘美術館について」である。資料 1 になるが、事前に資料提出しているの、資料の説明については割愛をさせていただく。</p> <p>休館に至った経緯と今後の方向性についてだが、生涯学習課では、今年度当初から所管する全ての公共施設について、利用実態等調査をし、維持管理方針の見直しについて、社会教育委員の会議等を通じて協議をしてきた。</p> <p>八千代の丘美術館については、オープン年度である平成 13 年度の入館者数が最も多く、以来、減少を続けてきたのが現状である。</p> <p>要因としては、広島県内の芸術家を入館作家として選定、展示するという手法から、多くの安芸高田市民の関心を高めるということが難しい状況であったこと。設置目的である芸術文化の高揚並びに観光事業の推進を十分に果たすことができなかったことが挙げられる。</p> <p>よって管理計画を根本的に見直し、令和 4 年度末の閉館を目途に、令和 4 年 3 月末をもって休館とする方針とした。</p> <p>入館作家からいただいた寄贈作品については、今後の取扱いについて検討しているところだが、できるだけ早い段階で決定したいと考えている。なお閉館後の施設活用については現在のところ未定である。</p>
○南澤委員	<p>まず資料について、3 番の過去 5 年分の収支状況だが、この支出しか記載がなく、支出も新聞報道では年間 2,000 万程度、さっきの一般質問では、1,900 万というお話があったと思うが、掲げている 4 項目を合計しても平均で 1,400 万程度である。ここに記載されていない分はどのようにになっているのか。収入もあわせて答弁いただ</p>

	<p>きたい。</p>
○児玉生涯学習課長	<p>支出状況は資料要望のときに項目が書いてあったので、それに従って書かせていただいたが、指摘のとおり全部書いてないので、今からすべて、説明させていただきたい。</p> <p>支出、平成 28 年度委託料が、資料と整合性がないかもわからないが説明する。</p> <p>平成 28 年度委託料が 748 万 9,000 円。報酬等が 668 万 9,000 円。需用費が 485 万 6,000 円。工事請負費が 118 万 8,000 円、その他が 45 万 5,000 円。合計が 2,067 万 7,000 円である。</p> <p>平成 29 年度は、委託料が 677 万 2,000 円、報酬等が 661 万 2,000 円、需用費が 500 万 8,000 円、工事請負費が 118 万 8,000 円、その他が 43 万 2,000 円の合計で 2,000 万 1 万 2,000 円である。</p> <p>平成 30 年度委託料が 670 万 4,000 円、報酬等が 687 万 9,000 円、需用費が 379 万円、その他が 52 万 3,000 円の合計 1,789 万 6,000 円である。</p> <p>令和元年度委託料が 910 万 3,000 円。報酬等が 692 万 5,000 円。需用費が 452 万 8,000 円。その他が 256 万 4,000 円、合計が 2,312 万円である。</p> <p>令和 2 年度委託料が 660 万 4,000 円。報酬等が 739 万円。需用費が 286 万 3,000 円。その他が 93 万 2,000 円の合計が 1,778 万 9,000 円である。</p>
	<p>歳入だが平成 28 年度、入館料等 138 万 7,000 円、平成 29 年度、入館料 98 万 1,000 円。平成 30 年度が 100 万 1,000 円。令和元年度が 92 万 1,000 円。令和 2 年度が 106 万 6,000 円である。</p>
○山本（数）委員	<p>八千代の丘美術館について、収支が表に出たようなところが随分ある。市長が支出のほうを抑制することは、いろんな場で話をされておるが、これは八千代の丘美術館は、どういう効果をなしているかということ、この検討の中でどのように検討されたのか。</p> <p>よろしいか、八千代の丘美術館がどういう効果を与えているのかということの検討はどのようにされたのか。どのように把握されているか、伺う。</p>
○児玉生涯学習課長	<p>この美術館の効果だが、最初に先ほど申し上げたように、設置目的は、芸術文化の高揚と観光事業の推進である。当然美術館なので、まず入館と美術館本体の入館者数というのは大きな事業であり、最大限の効果であると思う。</p> <p>もちろん各学校に、入館作家が授業の指導をしたり、ワークショップで子供たちが学んだりという効果はあるが、まず最初にあるのは先ほど申し上げたように美術館本体としての入館がどうであ</p>

	<p>ったかということが、まず挙げられるかと思う。</p>
○山本（数）委員	<p>私の友達が、ここで個展を開いている。彼が言うに、ここの在住じゃなく県内在住だが、これがあることによって自分の作品が、個展という形で開くことができたということを行っている。なかなか自分の収入では、こういった個展というのは開くことができない。そして、我々と同じようにここで個展を開いた人たちが、多くではないらしいが、数名はここを皮切りに大成したものがいるんだと。大事な1つなんだということを訴えている。</p> <p>私が、調べてみるのに、中国地方と言わず全国でも、こういった施設は珍しいんではないかと思う。これを大成した人たちが、この美術館におるということを、その人達に来ていただいて、また別な形で発表の機会を市の方が提供して、またよりいい発展的な取組ができたんじゃないかいうふうに思うし、これからもできるんじゃないかと思う。そういったところはどのように評価しているのか。</p>
○石丸市長	<p>今自身で話をされた中に全て答えがある。大成の定義は、何とも私からは分からない。ぜひ基準があるのであれば、教示いただきたい。</p> <p>ただ明らかな事実は、ここにいらっしゃった作家の方々その作品含め、もろもろの評価がこの入場者数として出ている。みんなが価値を求める作品であれば、全国から世界中から人が集まってくるのが芸術である。</p> <p>違う観点から答えると、自身で市民ではないと言われたが、市民ではない方に、何のサービスを提供する義務が市にあるのか。ないはずだ。</p> <p>そして最後だが、全国でもほぼない事業である。その意味考えになったことあるか。正当化できないからない。これが答えである。</p>
○山本（数）委員	<p>市長の考えは、あることを規定していけば、そのようになると思う。だが全国にないような、例のない施設を持っているということが、市の強みだろうと思う。</p> <p>だからこれを十分に生かしたらどうかというのは私の意見で、今までの成功した人たちを願いして、安芸高田市がしっかり全国に訴えて、その人たちを通じて、人が人を呼ぶような事業、そういうことができないのかと思う。</p> <p>大成したということ、定義がないと言われたが、日展に入賞し、名をはせていったという人もおられると聞いている。そこらが大成かなと思う。人が人を呼ぶという施設になると思うが、その辺の評価を考えておられるかどうか、もう一度伺います。</p>
○石丸市長	<p>自身で話して、矛盾を感じないか。全国でここしかないような珍しいものだったら、もっと人は来るのではないか。</p>

	<p>希少性というのは一つの価値にはなるが、それでも人が来ないという現実である。何名の方が、入所された云々もちろんあるが、総じてここの数字が最終の評価である。</p>
<p>○山本（優）委員</p>	<p>八千代の丘美術館が休館という報道で、市民の人は大変心配している。この四季の里の農園も含めてだが、八千代町時代に美術館は15棟作り、農園も作り、観光施設にすると。広島県八千代町から、芸術の発信地としてやっていこうという大きな目標を持ってつくられた施設である。これは、芸術の発信だけではなく、地域の市民、児童、皆さんの芸術文化に対する心の教育、それを高揚させるための施設としてつくられたはずである。</p> <p>先ほど閉館に当たって、その目的を達することができなかったという言葉があったが、幾ら良いものを持っていても、使い方をちょっと間違えたら、良いものにはならない。今の時点で誰が見てもこの15棟の施設、管理棟、レストランもある。美術棟は立派な建物で、コンクリートじゃなく木で作られている。</p> <p>芸術家にとってここで1年間没頭できるということは、大変有意義なことである。芸術家は、作品を市に一品寄贈して退出するが、その間絵画教室にしても、地域の小学校、中学校、地域住民皆さんに技術を教えて、安芸高田市の芸術文化は、はるかに他より上がっていると私は認識している。そういう人材育成のための施設を、財政だけで計って休館にするということは、私としては残念でならない。もっと活用の仕方を考えて、市民の芸術文化に対する心を育てることをしっかりと考えてもらいたい。</p> <p>今までその目的が果たせなかったという理由が、どの程度の努力をされてきたのかよく分からないが、人材育成、心の教育については、お金では計れない。幾らデジタルが進歩しても、デジタルでは心は伝えられない。そういう面からいって、芸術文化に対する市長の考え方をお聞きする。</p>
<p>○石丸市長</p>	<p>市民の文化芸術に対する関心、その水準をはかる術は、私は存じ上げないが、もし何か根拠があればぜひ御教示いただきたい。</p> <p>人の気持ちは分からないが、そこまで山本委員おっしゃるのであれば、ここの作家の方のお名前、作品、何か例示していただければ結構である。</p> <p>もう一つ答える。八千代町時代から始まっているものであるが、一旦市として区切ると、入場者数ここに資料あるが、激減したのは最近の話ではなく、開設されてピークアウトしている。低迷は10年以上続いている。</p> <p>委員自身が言われたが、やり方が間違っていたら人が来ない。10年以上やり方を間違えていたということになる。私がこの市に帰ってくる前の話だが、少ない方がその間ここにいらっしやっただけ</p>

	<p>ずである。一体どのように、この美術館を評価され、芸術振興に尽力されたのか。間違った方法と言われたが、それを是認していたようにしか見えない。</p>
○山根委員長	<p>市長に申し上げる。質疑は、芸術文化に対する市長の考えを聞かれているので、そこについて答弁ください。</p>
○石丸市長	<p>文化芸術、それに対する市民の関心を計る方法はないというのが私の回答であり、それをわざわざ質疑してきたわけだから、当然その根拠をお持ちだという認識のもと答弁をした。</p>
○山本（優）委員	<p>答弁になっていない。私が聞いたのは、芸術文化に対する市長の思いである。市長は芸術文化に対してどういう思いを持っているかを聞いた。</p> <p>言われた中で最初にあったが、市民の中には、第1期から教室とかに通って勉強して、県美展なんかで入選した方は結構おられる。一つ一つ名前上げろと言われたら言えないが、それじゃない私が聞いたのは。あなたの芸術に対する思いは、いかがなものかと聞いている。それに対して答えてください。</p>
○石丸市長	<p>きちんと進行してもらいたい。あなたは駄目でしょう。よろしいか。</p>
○山根委員長	<p>暫時休憩する。</p>
	<p>【暫時休憩 13：23～13：25】</p>
○山根委員長	<p>休憩を閉じて再開をする。</p>
	<p>先ほどの呼称については、本会議中においても議長から、役職の呼称で市長であれば市長と呼んでいただくよう注意が入っている。</p> <p>つきまして、今後質疑の際、市長と言う呼称で、役職で呼ぶようよろしくお願いいたします。</p>
○石丸市長	<p>この場所において、完全自由な発言というのは許可されていないというのを、議会規則で私も確認したところである。議題に関わる範囲でという制限がある。</p> <p>その上で先ほど私はお答えをした。文化芸術に対する尺度というのは、この美術館に絡むからである、このように私が答えるのが。私の一般的な美術に対する見解を申し述べる場ではないはずだ。そもそも。そこまでおっしゃるなら、一言だけ申し上げる、芸術はとても良いものだと思っている。</p>
山本（優）委員	<p>今、休館に至る経過は数字を出して説明されたが、今後の作品の処理についても検討中となっている。しかし3月末に休館し、空き家になったらこの建物はすぐ傷んでいく。置けば置くほど、傷んでいき、修理が必要になる可能性も高い。休館・閉館という言葉が出ているが、休館する以上はそのあとはどうするのか。</p> <p>解体するのか、売却するのか、指定管理で貸出すか、方法を早く</p>

	<p>決めないと、宝の持ちぐされになってしまうと思うが、その点についてはどういうふうに考えているのか。</p>
○児玉生涯学習課長	<p>休館後の施設管理だが、新年度予算になるので確定したことは申し上げられないが、基本的な清掃であるとか保守管理のほうは、させていただくように進めている。</p>
○山本（優）委員	<p>管理についてはわかるが、対処についてはどのように考えているのか。</p>
○児玉生涯学習課長	<p>寄贈作品の今後の取扱い並びに閉館後の施設活用については、冒頭申し上げたように、今現在検討をしているところである。</p> <p>施設活用については、現在のところ未定で、これ以上のことは申し上げられない。</p>
○山本（優）委員	<p>方向性だけでも説明できないのか。そういう答弁では、私だって市民に対して説明しようにも説明ができない。今後どうするのか。検討中、検討中って、いつ出すんですか確定は、どうされるのか。大体、計画も出せないのかお聞きする。</p>
○石丸市長	<p>ほかの場面で一般質問の中でも言及したかと思うが、休館し、その先で閉館を考えている。1年間ある。要はその間にもろもろの準備・手続、それらを決め進める。そのための時間である。</p>
○山本（優）委員	<p>説明するのに1年間待てない。皆さんはこのどうなってしまうのかと。方向性だけでも言えないのか？どうするかっていう。</p> <p>私のところには、方向性によっては何とかしてもいいというような声も入ってきている。だけどその方向性が見えなかったら、そういう情報をいただいた人に対しても、何の説明もできない。</p> <p>あと1年待った頃に、こうすると言ったんじゃ間に合わない。休館・閉館するなら、その時点で先の対策はある程度考えているのではないか。極端に言ったら、あそこを買うという人も、いるかもしれない。だからなるべく早く、検討でもどういう方向で検討しているかというものを出示してもらえないか。</p>
○石丸市長	<p>委員長、ならびに委員に伝える。議会規則には、簡潔にと書いてある。しっかりと留意していただきたい。一般質問の中で、私は言及している。まさか寝てはいないと思うが。</p> <p>もう一度伝える。1年間の猶予があり、その間にその施設の活用、それも選択肢に含め検討していくと言った。</p> <p>山本委員が言われるように、自分が何とかしたいという方がいらっしゃるのであれば、市に相談いただければ済む話である。何もこっちが何かを決めてから、その方の反応を待つ必要はなく、検討中と言っているのだから、もしそういう意向をお持ちであれば、ぜひ繋いでいただきたい。繋いでいただいて何ら支障はない。</p>
○山本（優）委員	<p>市長が言った1年間猶予という話は、はっきり認識している。だが市がどういう方向で動くか分からなければ、相手にしても申込</p>

	<p>みに行っていていいか分からない。ある程度情報が欲しい。</p> <p>そのために私たち議員は、市民の代表として聞いている。できれば残したいとか、解体して平地にするんだと。閉館したら解体して平地にするとか売却するとか、言えるのではないか。</p>
○石丸市長	<p>もう既に言及したものもあるし、わざわざ言うまでもない話だが改めて伝える。</p> <p>当初の目的で使わなくなった施設、その箱をどうするか、常識的に考えれば中身を入れ替えてほかに使う、誰かに貸す、丸ごと売り渡す、誰も要らないんだたらたたむ。これらが選択肢に普通なる。</p> <p>それらを検討していると、何回も申し上げている。もう既にそれは伝えている話である。であれば申し入れるのにタイミングをはかる必要はない。もうそこまで言っているのだから。市としてどれかは決めてない。なので検討している。</p>
○山本（優）委員	<p>市長が今、売却するかとその言葉を最初にぱっと言ってもらえればそれでいい。そういうことである。検討どういうことで検討しているのか、中身をちょっとでも言ってもらえれば、納得するわけである。</p>
○南澤委員	<p>先ほど市長の答弁の中で、中身を、建物を貸出したり、潰したりといろんな選択肢があるということだが、その点で提案をすることしたときに、4番の今後の活用形態を変える場合の制約や制限がこれ現在確認中となっているが、ここがはっきりしないことには提案の仕様も変わってくるというか、添った形の提案はできないと思う。いつまでに確認できる予定か。</p>
○児玉生涯学習課長	<p>この施設を建てる時補助金をいただいている。交流円滑化モデル事業と書いており、財産処分等に関わってどのような手続が必要かということになるろうかと思うが、今月末に、広島県へ出向き相談と、今後の打合せをするようになっているので、それ以降ということになるろうかと思う。</p>
○南澤委員	<p>今月末県のほうに行くことはわかったが、結論を出す目途がどういうスケジュールか。次の1年、閉館までの間に検討するということだが、早く結論は出ないと制約について早く分かってないと、どんどん閉館までの期限が迫ってくる。</p> <p>いち早くこれを確定させて、こういう形でなら活用できるということを知らしめないと、民間のほうから活用の提案は来ないと思う。期限というのは難しいのも理解できなくはないが、目途を掲げていただきたいと思うが。</p>
○児玉生涯学習課長	<p>それだけの目途がなかなか伝えにくいですが、先ほど申したように今月には県に行って相談をするので、スピード感を持って取り組みたい。</p>

○南澤委員	<p>制約や制限が分かったとして、こういう形でなら、活用ができるということを広く伝える必要があると思うが、それを公表するつもりはあるか。</p>
○児玉生涯学習課長	<p>指摘の点だが、内部で協議をし、そのように取り組む方向で進めたい。</p>
○南澤委員	<p>それについては検討いただきたい。</p> <p>別の視点で質疑する。2番の過去のワークショップや出張事業だが、②番の出張事業の実績で、平成28年までは小学校8回、中学校2回ということだが、これが以降下がっている。令和元年・2年についてはコロナ禍というのは推察できるが、下がった要因、何があったのか。</p>
○児玉生涯学習課長	<p>推測だが、学校小学校統合があり、その関係もあるのかと思う。元年度については指摘のとおり、コロナ禍ということがあった。</p>
○南澤委員	<p>先ほど来、入館者数も開設当初をピークにずっと下がり続けるとあった。</p> <p>当初最初の説明の中に、芸術や観光の拠点としてつくったが、十分に目的を果たせなかったという話があったが、その下がり続けた際にどのような対策が市としてされていたのか伺う。</p>
○児玉生涯学習課長	<p>対策だが、先ほど出たように合併当初レストランがあり、物販もあった。すぐに無くなったが、その影響があるかと思う。</p> <p>ただ教育委員会としてどのような対策ということだったが、合併当初は正規職員もそこにおり、ギャラリー等が15棟あるが、当初は仕事を丸々、作家に入館をしていただいていた。ただ年度途中から正規職員も引揚げ、コストを下げるために、アトリエも今現在12棟の入館作家となっている。</p> <p>体制としてその職員数が減る中で、生涯学習課としても多くの施設を抱える中、なかなか思うような対策ができなかったのが、実情であると認識している。</p>
○南澤委員	<p>本来であれば、入館者数が下がり続けていく状況で対策を打つ必要があったのではないかと思う。</p> <p>閉館を決める前に、対策を考え実行すべきだったのではないかと認識しているが、その辺りはいかがお考えか。</p>
○児玉生涯学習課長	<p>このたび休館、閉館という方針を決めるに当たり、担当課としても最初からそれがありきということではなく、申し上げたように、社会教育委員の会議等でも協議をしてきたが、利用促進するためにこういった方策はどうだろうか、何点か考えたところである。</p> <p>最終的にこのような結論に至ったが、最初からそういった結論ありきではなかった。</p>
○山根委員長	<p>暫時休憩する。</p>
	<p>【暫時休憩 13:44～13:44】</p>

○山根委員長	改めて答弁を求めます。
○石丸市長	<p>なかなか担当では答えしにくいところだと思う。私が代わって説明する。</p> <p>そもそもの事業のモデルが、それを困難にしていたという評価である。どんな商売・ビジネス・事業、どこでも何でもかんでもできるわけではない。例えば、お好み焼き屋、広島にはたくさんあるが、では人が住んでるところ、アラスカの端でもできるか？できない。その環境があってこそである。</p> <p>その意味で、日本におけるこういったビジネス、美術に特に関する環境としてはほぼ例がない。類をみない珍しい事業である。それが、ここの対策を困難にしていた1番の理由である。建物がぼつんぼつんとあって、その中に作家が入って、工房として使う。展示の場所にもなる。ガチガチに決まっている。これがまだ大きな倉庫で展示会をするだけなら、工夫の余地はあると思う。が、きっちり作っておいて、でもその作り方がそもそも適切でなかったとするならば、手の施しようはない。これが10年20年の結果だと受け止めている。</p>
○山本（数）議員	<p>ずっと議論を聞かせてもらい、市長の答弁も閉館ありきの回答だと思うが、私はもう一度再考して残すべきだという立場に立って質疑する。今までの児玉・浜田市政の中で、こういう結果になっていったのかも分からないが、ここに気づいた石丸市長は、残すというスタンスを持ってこの1年検討し、その結果で決定していくことをしたらどうだろうかと思う。</p> <p>今まで、この児玉・浜田市政の中で、この取組がどうされたのかということとも、今、決定される前には、多少は検討されたのではなかろうかと思うが、残すためには石丸市政ではこうしたらどうかということも考えていただきたいと思う。そこはどうか。</p>
○石丸市長	<p>一般質問の中で、サンフレッチェを例に説明した。もう一度申し上げる。</p> <p>全ての事務事業に対して、予断を持たず見直しをかけてきたのが、この1年間である。御指摘のとおり種々勘案し、この結論に至っている。</p>
○山根委員長	<p>ほかに質疑はないか。</p> <p>（質疑なし）</p> <p>質疑なしと認め、これをもって質疑を終了する。</p> <p>以上で「八千代の丘美術館について」の調査を終了する。</p>
② 八千代 B&G 海洋センターについて	
○山根委員長	次に、「八千代 B&G 海洋センターについて」を議題とする。執行部より説明を求める。
○宮本教育次長	それでは所管事務調査の2番目、「八千代 B&G 海洋センターに

	<p>ついて」提出資料2を中心に説明をさせていただく。</p>
○児玉生涯学習課長	<p>八千代 B&G 海洋センターの改修及び助成について説明する。このたびの八千代 B&G 海洋センターの改修及び助成金についてだが、まず昨年度、令和2年8月24日に屋根外壁等の改修工事に係る助成金の交付申請書を B&G に提出をした。この申請を受け、令和3年4月6日付けで助成金の決定がされたが、石丸市長の就任以降、改修工事实施の是非について継続して協議を行い、最終的には公共施設等総合管理計画に照らした上で、今後大規模な改修工事は行わない方針を確認したところである。</p> <p>このことを受け、先月11月24日、B&G 財団に助成金辞退の連絡をし、今月中には B&G 財団から辞退の承諾書が送付される予定である。</p> <p>今後の方向性だが、当面は必要な修繕を講じながら維持管理を行っていく方針である。</p>
○山根委員長	<p>これより質疑に入る。</p> <p>質疑はないか。</p>
○南澤委員	<p>資料の①教育施設としての利用状況についてだが、各施設をどんなふうにご利用しているか書いてあるが、その頻度もあわせて教えていただきたい。</p>
○児玉生涯学習課長	<p>教育施設としての利用状況をもう少し詳しく申し上げますと、八千代 B&G 海洋センター、2階の武道場と柔道の授業、プールの水泳授業にて水泳をすることだが、令和2年度の例で言うと、1階アリーナ八千代中学校が98人、プールが181人で、合計279人が延べ使用している。</p> <p>次に美土里の B&G 海洋センターだが、これは小学校のプール体育館として使用しているので、小学校の利用が主である。</p> <p>美土里小学校、1階のアリーナが延べ7,016人、プール514人、合計で7,130人、美土里中学校は、プールが65人である。</p> <p>高宮 B&G 海洋センターだが、高宮小学校はプールが238人、高宮中学校が1階のアリーナが922人、2階アリーナ554人、プールが277人の1,753人。</p> <p>もう一つ甲田中学校も使用をしており、37人がプールを使用している。</p>
○南澤委員	<p>人数で報告していただいたが、ということは八千代 B&G 海洋センターは、回数でいうと授業は年間何回ぐらい使用しているのか把握しているか。プールについても。</p>
○児玉生涯学習課長	<p>2年度の実績だが、中学校が全学年で6回使用している。</p>
○南澤委員	<p>道場・アリーナを使ってるのか、プールなのか分けて説明していただきたい。</p>
○児玉生涯学習課長	<p>プールを6回の使用、アリーナをクラブの練習で6月に4回、7</p>

	<p>月に1回、計5回使用している。</p>
<p>○山本（優）委員</p>	<p>八千代 B&G 海洋センターについては、今まで執行部から説明がなかったの、市民から要望されてもなかなか説明責任が果たせなかったが、今日の説明で使用実績は少ないと言われている。</p> <p>昨年からコロナで休館があり、ほとんど使われてなかったんだろうと思う。プールも開いてなかったように思う。プールの使用もそうだが、高宮・美土里 B&G 海洋センターは学校ごとに使い、プールの使用人数ははるかに多い。</p> <p>八千代小学校は、一昨年合併するとき、プールは B&G のプールを使う取り決めになっていたと思う。バスを利用し、B&G へ往復するような案があったように覚えてる、間違っているかもしれないが。今、小学校合併時旧小学校のプールは下にあり、この2年間はそこのプールで対応しており、B&G を使っていない。だが小学校合併時、本当言うとプールを学校の敷地内に、新しく設置するはずだった。だが B&G のプールがあるからということで、そのままになったように私は覚えている。</p> <p>そういうことで、使用実績、使用人数が少ないと言われているが、利用方法によればまだまだ使えるし、市民もあそこでスポーツをしてコミュニティケーションをとっているし、いろいろ使い方はあろうと思う。</p> <p>八千代町は今、アパートが約 200 棟になり、外から移住者がそれだけいるし、子供も増えている。教育施設としての B&G、プールもそうだが、体育館も活用の仕方によっては、まだまだこれから絶対必要な施設だと思うが、差し当たっての修理だけで、将来的にこれは市長も公共施設の廃止で対応されているんだと思うが、八千代町内にそういう施設がしっかりあることが、これからも移住者の増える要件にも当てはまるのではないかと思う。この修繕計画をしっかりとやって、将来の教育施設として残していただきたいと思うが、そのことについてどのように思われているのか考えを伺う。</p>
<p>○石丸市長</p>	<p>まず最近よく口にする言葉だが、公共施設等総合管理計画、今に始まったものではなく、6、7 年前に策定されている。多くの議員は、6 年間 7 年間、目にしているはずである。まずは、そこに異論はないはずなので、もしあればその旨を 6 年間 7 年間の間に主張しているはずだが、一切なかったと承知をしている。なので大筋として、総合管理計画が了承されているという認識のもと、あらゆる評価判断を行ってきたし、これからも行う。</p> <p>その上で大事なことだがお話しすると、この 2 ページ 2 の利用状況、人数が 5 年分書いてあるが、確かに八千代町の子供の数は増えてきた。ただ、この 2、3 年ではなくもっと前である。10 年来ぐ</p>

	<p>らい。足元はちょっと横ばいぐらいだったが、増えていた期間においても、利用者は減っている。この時点で山本委員が言うロジックは矛盾していると思う。</p> <p>子供の数と利用者が比例しているのであれば、B&G によって移住が増えている、移住が増えているからこの施設をもっとというのは正当化されるが、事実そうはなっていない。まずその認識をお持ちいただければと思う。</p>
○山本（優）委員	<p>言われることはわかる。しかし行政として、市民の生活の一部をサポートするのが行政と思う。これをなくして、ここで健康のためにスポーツしたり、会議をしたり、コミュニケーションをとったりしていた人たちへの対応はどうされるのか。</p> <p>公共施設の廃止計画 3 割という、これは計画である。だが市民の生活を脅かすというか、マイナスのほうに持っていくような公共施設の廃止は、あってはならないと思う。市民のために少しでも必要なものは残しておくべき。お金がお金というよりは、その施設を市民全員が使うからいるんだとかじゃなく、市民の日々の生活のためにはこの施設も要るんだと、赤字だけど要るんだという発想にならないのか。</p>
○石丸市長	<p>話をしながら、矛盾に気づいたのではないかと察するが、市民生活に影響がない公共建築物の削減はあり得ない。もしそんなものがあつたとすれば、本当に要らないものを抱えてたということになる。まさかそれを今まで何十年も許容されてたことはないと思う。多かれ少なかれ必要性があつたからのここに存在するはずである。</p> <p>これが総合管理計画を読む上でのポイントである。その上で、ぜひ注意していただきたいが、私、八千代 B&G 海洋センターを無くすと言っていない。何かそのようにもう捉えて話を進められているが、そんなことは言っていない。あくまでも総合管理計画、その認識をお持ちくださいと言った上で、前段で課長が説明をしたが、これからの方針についても定めている。</p>
○山根委員長	<p>ほかに質疑はないか。</p> <p>（質疑なし）</p> <p>質疑なしと認め、これをもって質疑を終了する。</p> <p>以上で「八千代 B&G 海洋センターについて」の調査を終了する。</p> <p>ここで換気のため休憩 14 時 15 分まで休憩とする。</p> <p>【暫時休憩 14 : 05～14 : 15】</p>
③ 安芸高田市歴史民俗博物館について	
○山根委員長	<p>休憩を閉じて再開する。</p> <p>次に、「安芸高田市歴史民俗博物館について」を議題とする。執行部より説明を求める。</p>

○宮本教育次長	<p>それでは、所管事務調査の3番目「安芸高田市歴史民俗博物館について」資料3に基づいて説明を行う。</p>
○児玉生涯学習課長	<p>安芸高田市歴史民俗博物館の管理運営方針について説明をする。安芸高田市歴史民俗博物館は資料のとおり、令和4年度から直営により管理運営を行っていく方針である。</p> <p>直営とする理由だが、直営による一体的な管理運営を行い、博物館事業及び関連事業、とりわけ令和5年度の毛利元就郡山城入場500年に向けた事業の充実を図っていきたいと考えている。</p> <p>現在の職員体制は、指定管理先の職員として、館長1名、学芸員1名、事務職員1名の3名と、市の会計年度任用職員の1名、計4名で運営をしている。さらに生涯学習課文化スポーツ振興係に担当職員が1名いるので、実質5人で運営をしている状況である。直営移行後はこの人数を基本として、正規職員と会計年度任用職員で運営をしていくよう現在検討しているところである。</p> <p>資料の(3)のように、現在指定管理者が単独で行う事業と、教育委員会と共催で行う事業がある。来年度からは、一体的な職員体制のもとで、全ての事業をより効率的に進め、内容をより充実したものにしたいと考えている。</p>
○山根委員長	<p>これより質疑に入る。質疑はないか。</p>
○南澤委員	<p>指定管理が直営になるということで、普通の直営のほうが経費がかかると思っていたので所管事務として上げたが、一般質問のほうで答弁があったので、その点については割愛する。</p> <p>(2) 過去5年間の入館者数推移のところで中段に指定管理料がある。令和元年のところで300万円ほど減額して、そのあとはほぼ同額という形になっているが、この減額の理由、どんな根拠でこうなっているのか。</p>
○山根委員長	<p>暫時休憩とする。</p>
	<p>【暫時休憩 14:18~14:21】</p>
○山根委員長	<p>休憩を閉じて再開する。</p>
○児玉生涯学習課長	<p>平成28年度から平成30年度の3年間、この間博物館の収蔵資料を調査するために、別途人件費をつけていたのでこのために増額した。</p>
○山根委員長	<p>ほかに質疑はないか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認め、これをもって質疑を終了する。</p> <p>以上で「安芸高田市歴史民俗博物館について」の調査を終了する。</p>
<p>(1) 報告事項【教育委員会関係】</p>	
<p>①教育委員の定数について</p>	
○山根委員長	<p>続いて、報告事項に移る。</p>

	「教育委員の定数について」報告を求める。
○宮本教育次長	「教育委員の定数について」ほか6件について、1件ずつ報告する。まず最初は、「教育委員の定数について」担当課長のほうから報告をする。
○柳川教育総務課長	<p>報告の1点目4ページ、資料の4「教育委員について」現状報告する。</p> <p>1に記載のとおり、安芸高田市教育委員会委員の定数に関する条例により、教育委員の定数は6人以内とされている。それからその下、中央教育行政の組織及び運営に関する法律、第14条の規定により、教育委員会の会議は教育長が招集をし、第3項において過半数の出席がなければ会議を開くことができないというふうになっている。すなわち過半数の出席があれば会議は成立する。現在の安芸高田市教育委員会の組織は、2の表に記載のとおり教育長と4人の委員、計5人で構成をしている。</p> <p>3の安芸高田市総合教育会議の開催だが、令和3年8月6日金曜日に総合教育会議を開催し、教育委員の選任の在り方について、議論がなされている。</p> <p>詳細は、議事録を御覧いただければと思うが、教育委員の選任の在り方、属性について、どのように捉えたらよいかという点で、教育委員からは、人数、定数については、市長の考えを尊重するということが、それから今後の委員の選任については、安芸高田市の教育にふさわしい市の未来が想定できる適任者を選んでいくということが必要であるといったようなことの見解が出されている。教育委員の現状の報告については以上である。</p>
○山根委員長	<p>これより質疑に入る。</p> <p>この報告について、不明な点等、質疑はあるか。 (質疑なし)</p> <p>質疑なしと認め、これをもって質疑を終了し、「教育委員の定数について」の報告を終了する。</p>
②中学校規模適正化について	
○山根委員長	次に「中学校の規模適正化について」報告を求める。
○柳川教育総務課長	<p>続いて報告の3点目、資料の5「中学校の規模適正化について」である。基本的には学校規模適正化委員会から受けた答申の内容を尊重して、将来的に展望のある教育環境の整備を目的に、中学校の規模適正化を着実に進めるという方針である。</p> <p>この間、総合教育会議を非公開ながら2回開催している。第1回目は8月6日、それから第2回目を11月30日、いずれも非公開だが、その際検討資料として、3に記載しているとおり、今時点で見通せる範囲での今後の生徒数の予測、それから校数の案と合わせ、また合わせでの生徒数、あるいはクラス数の予測、部活動の実</p>

	<p>態、施設整備費の試算、それからスクールバス経費の試算等、これらの検討資料をもとに、市長と教育委員との意見交換を行った。</p> <p>検討状況としては、非公開での会議ということで詳細は差し控えるが、白紙に戻して検討し直すということにしている統合校の校数であるとか、あるいは統合の時期について意見調整を行っている。また追って、今後事業の進捗については報告をさせていただきたい</p>
○山根委員長	<p>質疑に入る。</p> <p>この報告について、不明な点等、質疑はあるか。</p>
○山本（数）委員	<p>今、検討資料の項目を聞かせてもらったが、合併によって、安芸高田市こういった人材を育てるのかというものが欠落しているように思うが、協議の検討事項の中に入らないのか。</p>
○柳川教育総務課長	<p>こちらに、検討資料の項目にあげてはないが、教育内容という部分で、今後明らかに市において統合後の中学校の教育ビジョンであったり、今現在作成をしている教育振興基本計画の中身から、そういった部分も資料の提示をして協議をしている。</p>
○山本（数）委員	<p>質疑の中身が悪かったのかもしれないが、勉強の中身ではなく、将来、安芸高田市のためになるような人材を育成する。</p> <p>具体的に言ったら、大部分の子が安芸高田市に住むと思うが、2校にしたらあっちとこっちの対立を生むと思う。そこら辺の考慮した協議はされるべきではと思う。</p> <p>その辺の検討材料を、ただ子供の人数だけではなく、こういった安芸高田市のための人材をつくるんだということを検討材料に入れるべきではないかと思う。</p>
○石丸市長	<p>基本的な考え方を説明する。まず、校数はまだ非公開なので言える範囲が限られるが、認識が何なんだろうなとびっくりしたので答えると。2校になると対立するというのは、何を根拠に言っているのか。向原高校と吉田高校で何か戦いが起こっているのか。そんな事実はないと思う。</p> <p>そしてより大事なのは、多くの方は勘違いなのか、言葉のあやなのか時々出てくるが、安芸高田市のための教育ではない。子供たちのための教育である。当たり前である。彼らが主役なのだから。そのために、教育機関・教育制度もろもろが用意されている。</p> <p>子供のためとは何ぞやというのはここでは割愛するが、広く日本国民に共有されている認識があるはずである。そしてこれからの時代を生きるために、子供たちにこういった能力を備えさせるか。それは私たち大人が考える仕事だが、結論は出ていると思う。</p>
○南澤委員	<p>先ほど検討状況について報告があり、白紙ということだったが、以前の計画では、2校に統合していくという計画をもとにあったと思う。それを白紙にするという意味で理解してよいか。</p>

○柳川教育総務課長	第1期の計画では中学校2校という文言が入っていたが、平成28年に一度計画を改正しており、その際に中学校の統合については、校数を白紙に戻して検討し直すという表記に改正をしいる。
○南澤委員	分かった。 では3番に戻るが、3番、検討資料で、資料は情報公開請求したら見れるのか。
○柳川教育総務課長	現時点では今回非公開の会議で資料等開示はできないが、例えば次回、予定をされるあたりには、検討資料の提示をして会議を開いていきたいと考えている。
○先川委員	資料の中で、まちづくりの観点からということでされていないか。
○柳川教育総務課長	現時点ではこれまで2回の検討の中では、特にまちづくりという観点での資料等は提示をしていない。
○山根委員長	ほかに質疑はないか。 (質疑なし) 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了し、「中学校の規模適正化について」の報告を終了する。
③旧丹比西小学校の解体について	
○山根委員長	次に、「旧丹比西小学校の解体について」報告を求める。
○柳川教育総務課長	報告の3点目資料6である。「旧丹比西小学校の解体について」で、平成17年度から適応指導教室あすなろとして運営していた旧丹比西小学校だが、令和3年8月豪雨によって床上浸水等の被害を受けたため、施設については解体撤去することを基本に、今後地元と協議に入りたい。 経過としては、8月の豪雨災害で床上浸水、あるいは倉庫の流出等あった。10月21日に丹比地区振興会第1支部へ説明を行い、その際校舎の解体については了承をいただいたが、体育館については存続希望をされている。 改めて11月10日に体育館の現地確認の結果、3番のところ、以降に示しているように、現状、雨水の流入箇所や床のせり上がり、それから7ページに床の腐食、ステージ上の床のせり上がり等を発見し確認をしている。 今後の方針は、校舎グラウンド等は解体撤去し、普通財産に所管替えをする。体育館は改めて体育館の状況を説明し、地元に対して、譲渡、あるいは移管も含めて意向を確認しながら、今後地元と協議を行っていきたいと考えている。
○山根委員長	この報告について、不明な点等、質疑はないか。 (質疑なし) 質疑なしと認め、これをもって、質疑を終了し、「旧丹比西小学校の解体について」の報告を終了する。

④体育施設等の今後の維持管理方針の見直し（案）について

○山根委員長

次に、「体育施設等の今後の維持管理方針の見直し（案）について」報告を求める。

○児玉生涯学習課長

資料7「体育施設等の今後の維持管理方針の見直し（案）について」報告をする。施設の維持管理方針について、平成29年3月に策定した安芸高田市公共施設等総合管理計画個別計画がある。このたび現在の施設の利用状況等から、この方針の見直し案を作成したので報告をする。個別計画が策定されていない施設もあるが、あわせて報告をする。

1番の吉田大浜運動公園である。これまで地元の地域振興会に、草刈り等の管理をしていただいていたが、地元による管理を止めるかどうかは現在検討されている。この結果により、廃止または維持の判断をしていきたい。

2番目の吉田大浜運動公園の附属施設である。運動公園の附属施設として、トイレ付きの倉庫・東屋・照明施設等がある。現在の計画では平成29年度に廃止または譲渡となっており、施設を廃止し解体を行う方針である。

3番の吉田長屋河川運動広場である。今年の8月の大雨により、河川の氾濫で運動広場の表土が流出をした。平成30年度も同様の被害があり、まさ土を入れて復旧をしたが、現在利用団体1団体しかなく、これからの河川の氾濫のため同様の被害が見込まれるため、このたび復旧は行っていない。運動広場としては廃止とする方針案だが、消防本部のヘリポートとしても使用されており、廃止後は消防本部に所管替えをする予定である。

4番の吉田落合河川敷運動広場だが、長屋河川敷運動広場と同様の理由により、廃止する方針案である。

続いて5番、6番、9番、13番の、小学校統合後の体育館、現在社会体育施設として管理をしているが、これらの小学校統合後の体育館については、教育総務課の進めるみんなの廃校プロジェクトの対象施設である。いずれの施設の民間事業者の応募があったことから、順調にこのプロジェクトが進めば、最短で令和4年3月末の施設廃止という手続を進めることとなる。

続いて7番の美土里北生コミュニティスポーツ広場である。夜間照明施設のあるグラウンドだが、既に配線が外され使用できない状況である。広場利用もほぼなく、令和3年度末で廃止とする方針案である。

続いて8番の美土里体育センターである。主な利用団体は地元の剣道スポーツ少年団だが、町内の他の施設を活用してもらい、本施設については令和3年度末で廃止とする方針案である。

次に10番、11番、12番のグラウンド照明施設である。グラウン

	<p>ドの夜間照明施設は水銀灯であり、生産が中止をされている。全てのグラウンドの水銀灯を LED に更新することは、多額の経費が見込まれることから、夜間照明を使用するグラウンドの統廃合を進める必要がある。ただし現在の水銀灯が利用できる間利用し、将来的な統合を図りたいと考えている。現在のところ、甲田については甲立多目的広場を、高宮については高宮中学校グラウンドを集約する施設と考えている。</p> <p>最後に 14 番の吉田文化創造センターである。吉田文化創造センターは、老人福祉センターとの複合施設である。昭和 58 年建設のこの施設は老朽化が進んでおり、外壁のタイルが剥落し危険な状況もある。利用団体も限られていることから、文化センターは令和 4 年度から利用停止とし、公共施設等総合管理計画には、吉田老人福祉センターとあわせて協議とあるので、関係課と協議をしながら、1 年後に老人福祉センターとあわせて、施設の譲渡または廃止を検討する方針案である。</p>
○山根委員長	<p>これより質疑に入る。</p> <p>この報告について、不明な点等、質疑はないか。</p>
○山本（数）委員	<p>今、ここに出された施設は、青少年のスポーツ活動に使えるのが多分にあると思う。廃止により青少年の活動は、随分制限されると思うが、この辺は考慮されて方針を出されたと思う。</p> <p>もうちょっと熟慮を重ねて、存続方法を考えていただきたいと思うが、施設の利用状況、利用団体、そのこのところはどう把握しているのか伺う。</p>
○児玉生涯学習課長	<p>見直し案を作成するに当たり、それぞれの主要な定期利用団体に話を以前させていただいているところである。</p> <p>照明施設、10 番 11 番 12 番については、当面は利用していただくので、これ以外のところで大浜運動公園、河川敷の運動広場、美土里体育センター、文化創造センターについては、定期利用団体と話をし、おおむね了解をさせていただいているところである。それにあたっては、次にどこを使うかということもあるので、その辺のところも相談しながら、現在話を進めているところである。</p> <p>みんなの廃校プロジェクトの対象施設は、受託、請け負われた業者との話合いになってくるので、これについてはどのようにするかは、その民間事業者との話合いということになると思う。</p>
○山本（数）委員	<p>3 番目の長屋河川敷の運動広場が所管替えと書いてあったのを、説明を聞き漏らしてしまったたがどうなるのか。</p>
○児玉生涯学習課長	<p>長屋の河川敷運動広場ということで、生涯学習課の社会体育施設として位置づけているが、これを廃止した場合、現在のところ消防本部がヘリポートとしても使用しているが、所管としては生涯学習課としている。</p>

	<p>運動広場として施設廃止をすると、消防本部がヘリポートとして使用しなければならないので、消防本部で所管するということになる。</p>
○山本（数）委員	<p>長屋の河川敷運動広場は、確か公式の野球のチームが使っていたと思うが、親からグラウンドが使えなくなる、引き続き使えるようにしてもらえないかと、私のところに話が来ている。</p> <p>あそこはナイターではないので、使いたい団体もあり、特に子供たちのスポーツの利用施設として現在も使うチームがあるのに、無視して廃止されるのか理解できない。</p> <p>子供たちが、市長、あそこを残してくださいというお願いをしたと聞いているのだが、今、団体と話しをしたり、了解を求めている話だったが、了解を求められているのなら話が出てこないと思うが、それはどうなっているのか。</p>
○石丸市長	<p>すべて加味した上での、ここでの方針になっている。今指摘の話私のほうから説明すれば、同じ話を中学生にした。ここで山本議員宛に披露する。</p> <p>主にここで使っているのは、スポーツで言えば野球である。この広場は、ただでは維持できない。そこまで理解されるか。市の税金を使って、野球というスポーツ、さらには特定の団体を支援しているのが現状である。では、ほかのスポーツはどうか。その中学生に私は尋ねた。「バレーだってあるし、文科系のクラブだってあるわけで、野球だけお金をもらっている状態って、どう思うって聞いてみました。特別扱いになってるね」と。その中学生は理解をしてくれた。</p>
○山本（数）委員	<p>特定の団体と市長が今、定義されたが、必要としている市内のスポーツの団体と考えれば、市はそれだけの場所を提供するスタンスも必要ではないかと思う。</p> <p>今、市長言われるように、公平公正はバレーでもバスケットでも同じような扱いをすることが公正公平だと、特定のスポーツだけ提供するのは公平ではないという発言だったと思うが、必要とする団体がある以上はそこらを考慮し、施設の維持管理をやるべきだというふうに思うが、やはり考え方は変えられないか。</p>
○石丸市長	<p>もう一度話しするが、その中学生に、「いろんなスポーツあるよね。みんな自分の好きなスポーツ応援してもらいたいよね。でもみんなを応援しとったら、町のお金は足りんのよ」分かってくれた。中学生でも市の財政について、しっかりと理解ができたと評価をしている。</p>
○南澤委員	<p>14番、吉田文化創造センターの利用停止について、中には音響機材とか楽器を含めて、なかなかいいピアノがあると話を伺っている。その辺りはどのように扱われる予定か。</p>

○原田市民文化センター館長	ピアノだが、私も同じようにいいピアノだと伺っている。今現在、市内に文化センターが文化創造センターを含めて7つあるという認識だが、文化創造センターが廃止されれば、適切な他の文化センターで使用する予定である。
○山根委員長	ほかに質疑はないか。 (質疑なし) 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了し、「体育施設等の今後の維持管理方針の見直し(案)について」の報告を終了する。
⑤新しい市立図書館の創設について	
○山根委員長	次に、「新しい市立図書館の創設について」報告を求める。
○児玉生涯学習課長	<p>資料8に基づき「新しい市立図書館の創造について」報告する。教育委員会では、年度当初から、本市の人口規模、財政協議に応じた少子化運営の効率化と、時代に応じた図書館機能の充実について検討してきた。社会教育委員会議、教育委員会議で意見を聞きながら、最終的には12月3日付で、資料のとおり方針を取りまとめた。現状と課題、今後の方策という括りでまとめているが、18ページ以降の今後の方策のみ説明をさせていただく。</p> <p>まず(1)運営の効率化においては、現在の6館体制、業務委託による運用を継続しつつ、中央図書館の開館時間を1時間、八千代・美土里・高宮の3つ図書館を1時間30分短縮する。このことにより、中央図書館においては、職員の早出遅出勤務を解消し、八千代・美土里・高宮図書館においては、フルタイム勤務職員から週30時間の短時間勤務職員で対応し運営の効率化を図る。</p> <p>また各文化センターの館長は、副館長、副図書館長として、館長を補佐し、文化センター職員が貸出返却等の簡易な受付事務を行うことでより現場に即した図書館運営を目指す。</p> <p>現在、中央以外の図書館は、支所の昼休憩時間を原則貸出しができない状況だが、すべての館ではないが、この時間を文化センター職員がカバーすることで利用者の利便性の向上を図ることができる。</p> <p>次に19ページ(2)時代に応じた図書館機能の充実では、特に中央図書館のリニューアルへの提案である。図書館を市民の安らぎ、憩いの場とする一方で、にぎわいの創出により図書館への興味関心の喚起が必要と、社会教育委員の会議でも特に意見が寄せられたところである。</p> <p>具体的には、館内窓側のカウンター席の増設、飲食スペースの提供等により、個人が他の利用者の目を気にせず、それぞれの目的でリラックスして時間を過ごすことのできる空間を提供するという提案である。</p> <p>また子育て世代の交流の場の創出として、保護者が一般利用者</p>

	<p>に気兼ねをすることなく利用できる時間帯、キッズタイムを設けることが、市民の関心のある公開講座等を開催し、開催に合わせて内容に関連した書籍を参加者に紹介するなどにより、2 次的な図書館活用を促し、図書館への関心を高めていく。このキッズタイムは 12 月 1 日から既に実施をしている。</p> <p>最後に電子図書館導入の検討だが、導入に当たっては、まずネット社会に適用している小中学校児童生徒の利用、GIGA スクール構想を進めている学校での活用を優先し、一般市民のニーズが高まれば一般利用への拡張と段階的に導入を進めるという方針である。</p>
○山根委員長	<p>これより質疑に入る。</p> <p>この報告について、不明な点、質疑はないか。</p>
○南澤委員	<p>9 ページのはじめにのところで、2 年前に残念ながら多くの市民を活用している施設とは言えないとある。</p> <p>この多くのというのはどの程度の活用があれば、多くの市民が活用していると言えるのか。</p>
○児玉生涯学習課長	<p>基準というのはなかなか難しい、12 ページ表の 3 を御覧いただきたい。</p> <p>住民基本台帳人口に対する図書館を利用した人数の割合で、それぞれ年度別に住民基本台帳の人口と図書館を利用した人数だが、これは実人数ということで掲載をしている。</p> <p>その割合が 15%前後、令和 2 年度でいくと 12%ということで、必ずしも多くの市民が活用しているとは言えないのではないかと判断である。</p>
○南澤委員	<p>重ねて同じ、はじめにというところの 5 行目、時代に応じた魅力ある図書館づくりとあるが、これは先ほどのキッズタイムとか、電子図書館とかを意味しているのか。</p>
○児玉生涯学習課長	<p>もちろんそれもあつし、最近ネット社会ということがあつるので、図書館も紙媒体の図書館に限らず、そういった電子図書館の普及も考えなくてはならないし、紙媒体の図書館の普及を考える上でも従来の図書館ということでは、なかなか利用促進を図れないと考えている。</p> <p>その辺りいろいろ方策を講じながら、魅力ある時代に応じた図書館づくりが必要だと考えている。</p>
○南澤委員	<p>ということは時代に応じた魅力ある図書館づくり、時代に応じた魅力ある図書館というものの定義というのとは何か。</p>
○石丸市長	<p>実はこの描写が、矛盾をはらんでいるというところを言っている。総合教育会議の中でも言及したが、そもそもこの図書館、近世ヨーロッパで始まったシステムで、日本は明治以降、戦後主に爆発的に増えたわけだが、本が置いてある場所、主には情報をインプッ</p>

	<p>トするための施設だったが、それだけの施設はこれはほとんど用を成さない。なぜか。インターネットで簡単に誰でも情報が手に入れられるようになってしまったからである。</p> <p>その意味ではここにある、時代に応じた魅力ある施設と、定義したほうがいいと思っている。いわゆる図書館ではなく、当初は情報をインプットする場所だった。なぜ情報が必要かという、いろいろなものを判断、創造するためにそれが必要だった。</p> <p>でも、その手段はもう充足されているので、判断、創造するために、もっと有効な、何かを行政が提供するというのは、今の時代に正当化されると考えている。</p>
○山根委員長	<p>ほかに質疑はないか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認め、これをもって質疑を終了し、「新しい市立図書館の創設について」の報告を終了する。</p>
⑥高宮田園パラッツォの空調設備等の整備について	
○山根委員長	<p>次に、「高宮田園パラッツォの空調設備等の整備について」報告を求める。</p>
○児玉生涯学習課長	<p>資料9に基づき、「高宮田園パラッツォ空調設備等の整備について」報告する。</p> <p>資料(1)は田園パラッツォの空調設備の状況である。高宮田園パラッツォの空調は、主要にはA重油吸収冷温水器による空調設備だが一部は電気の空調となっている。</p> <p>(2)一定これまでの経緯だが、A重油による冷温水器は、本体機器が2系統あるが、このうち2号機は2年前に既に使用不能となっており、これまで1号機のみを使用をしていたが、この8月から修繕が追いつかなくなり9月に使用停止をした。</p> <p>(3)現在の状況だが、スポット暖房をレンタルし、ホール以外の施設で使用をしているが、ホールは防火・安全面を考慮し、空調なしでの利用としている。利用者には事前に説明をし、空調なしでの使用か他施設への変更を依頼している。</p> <p>(4)今後の整備等の方針だが、ホールの空調設備を更新することは多額の経費が見込まれるから、ホール以外の施設を電気空調設備に更新することを、今現在検討をしている。ホールの利用については、当面空調なしでの利用を今後受け付けることとする。</p> <p>(5)の過去5年間の利用者数の推移については、御覧いただき参考にさせていただきたい。なお参考資料として、業者の熱源機リニューアルの提案資料を添付している。1台2,830万円なので、2台で5,660万円となるが、あくまで本体機器のみの計画である。</p>
○山根委員長	<p>これより質疑に入る。</p> <p>この報告について、不明な点等、質疑はないか。</p>

	<p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認め、これをもって質疑を終了し、「高宮田園パラッツォの空調設備等の整備について」の報告を終了する。</p>
<p>⑦指定管理者の指定に係る公募制導入の経緯について</p>	
○山根委員長	<p>次に、「指定管理者の指定に係る公募制導入の経緯について」報告を求める。</p>
○児玉生涯学習課長	<p>資料 10「指定管理者の指定に係る公募制導入の経緯について」である。令和 3 年 4 月より、生涯学習課が所管する全ての社会体育施設維持管理方針の見直しを検討する中で、指定期間が令和 4 年 3 月 31 日で満了する社会体育施設の公募についても検討を行い、社会教育委員会会議で意見を聴取しながら、住民サービスの向上や経費の節減等を図る目的として、令和 4 年度からの指定管理者の選定を公募とすることを決定したものである。</p> <p>公募する施設、指定管理期間、公募期間、その他特に 4 番だが、指定された指定管理者の事業計画書はホームページで公表するよう予定をしている。</p>
○山根委員長	<p>これより質疑に入る。</p> <p>この報告について、不明な点等、質疑はないか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認め、これをもって質疑を終了し、「指定管理者の指定に係る公募制導入の経緯について」の報告を終了する。</p> <p>ここで説明員退席のため、暫時休憩する。※教育委員会退室</p> <p>【暫時休憩 15：02～15：03】</p>
<p>3. 陳情・要望等</p>	
<p>(1) コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について</p>	
○山根委員長	<p>休憩を閉じて会議を再開する。</p> <p>次に、陳情要望等の審査に入る。</p> <p>「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について」の件を議題とする。</p> <p>意見のある方は発言を願う。この件については、閉会中の所管事務調査の中で、事務局より資料について説明をさせている。</p>
○武岡副委員長	<p>コロナ禍による厳しい財政状況に対処をし地方税財源の充実を求める意見書については、9 月の定例会の本委員会において審査をしたが、本市への影響等がまだ確認できないということで、継続審査ということになっていた。</p> <p>したがって本市への影響等について調査をしたところ、例えば特に固定資産税の関係等については、コロナウイルス感染症の影響による固定資産税の軽減措置について本市においては、この減額された金額について全て国から補填をされておるという状況で</p>

	<p>ある。</p> <p>また、3点目の土地にかかる固定資産税についての負担調整措置については、本市は土地の価格上昇の影響が少ないことから、大きな影響がないというふうに認められた。</p> <p>4点目、環境性能割の臨時的軽減の延長についてだが、これは令和3年度税制改正によって延長されたものであり、購入時に支払うものだが、導入時より軽減措置がなされており、減額された金額は全て国から補填をされている状況である。</p> <p>これらの軽減措置については、再延長する旨の通知は出ていない、このことからして意見書の2・3・4についてはもう既に願意を達成しているという視点から考えると、改めて審査をする必要はないと私は思う。</p> <p>よって、意見書の1・5のみ採択する方向で、皆様に確認をさせていただきたいと思うがいかがか。</p>
○山根委員長	<p>1と5についての、一部採択を求める声がある。</p> <p>お諮りする。「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について」の件を、起立により採択する。</p> <p>本件につきまして、一部を採択することに賛成の諸君の起立を求める。</p> <p>(起立多数) ※全員起立</p> <p>起立多数と認める。</p> <p>本件は、一部を採択することに決定した。なお、一部採択なので、意見書提出はしない。</p> <p>以上で、「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について」の審査を終わる。</p>
4. その他	
(1) 閉会中の継続調査について	
○山根委員長	<p>その他の項に入る。</p> <p>「閉会中の継続調査事項について」協議を行う。</p> <p>皆さんから閉会中の調査事項について、意見を伺いたいところだが、今回、追加削除等を全員協議会でも継続調査事項についての協議を行ってきた。その中で案を皆さんに見ていただくようになっていると思う。</p> <p>暫時休憩する。</p>
	<p>【暫時休憩 15:10~15:39】※閉会中の継続調査について協議</p>
○山根委員長	<p>休憩を閉じて会議を再開する。</p> <p>それでは事務局より、閉会中の継続調査事項案について、改めて説明をする。</p>
○森岡事務局長	<p>総務文教常任委員会の閉会中の継続調査事項案について、先ほ</p>

	<p>ど協議した結果をお伝えする。</p> <p>この継続調査事項について、全部で 15 項目になろうと思う。</p> <p>1 項目、市として行財政各種計画（別表 1）の推進状況及び変更に関すること。</p> <p>2 項目、光ネットワーク及びお太助フォンの利活用及び管理運営に関すること。</p> <p>3 項目、防災対策及び災害時の対応に関すること。</p> <p>4 項目、消費者行政推進事業の運営に関すること。</p> <p>5 項目、地域おこし協力隊の募集及び活動に関すること。</p> <p>6 項目、地域振興会の運営及び支援に関すること。</p> <p>7 項目、公共交通の運営及び利用促進に関すること。</p> <p>8 項目、学校規模適正化推進事業の運営に関すること。</p> <p>9 項目、GIGA スクール構想の取組及び ICT 活用の推進に関すること。</p> <p>10 項目、給食センター運営事業に関すること。</p> <p>11 項目、生涯学習施設（別表 2）の管理及び運営に関すること。</p> <p>12 項目、子供の貧困対策に係る事業の運営に関すること。</p> <p>13 項目、コミュニティ・スクールの取組に関すること。</p> <p>14 項目、学力向上推進事業の運営に関すること。</p> <p>15 項目、安芸高田市人材育成基本方針の取組に関すること。</p> <p>以上、先ほどの協議の中でこういった結果になった。</p> <p>追加で説明をさせていただく。別表 1 の中の 6 項目、過疎地域自立促進計画になっているが、これは、過疎地域持続的発展計画である。</p>
<p>○山根委員長</p>	<p>今、別紙一覧により説明した。</p> <p>定例会最終日に、閉会中の継続調査の申出を、先ほど説明した継続調査事項にしたいと思うが異議はないか。</p> <p>（異議なし）</p> <p>異議がないので、さよう取り計らう。</p> <p>よって、会議規則第 109 条の規定により、議長に閉会中の継続調査を行う旨の申し出を行う。</p> <p>その他、皆さんから何ないか。</p> <p>（意見なし）</p> <p>本日の議案審査に係る委員会報告書の作成について、意見があれば、発言をお願いします。</p> <p>（意見なし）</p> <p>（「委員長一任」の声あり）</p> <p>それでは、委員長一任の声があった。「委員会報告書」の作成については、正副委員長にご一任いただきたいと思うが異議はないか。</p>

		<p>(異議なし)</p> <p>異議はないので、さよう決定する。</p> <p>以上で本日の委員会の議事は全て終了した。</p> <p>これをもって、第7回総務文教常任委員会を閉会する。</p>
【閉会 15:35】		

安芸高田市議会委員会条例第30条の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会 総務文教常任委員長